

我が国の財政について

令和4年8月18日

主計局主計官 渡辺 公徳

目次

1. 財政の現状と課題	2
2. 社会保障と税の一体改革	1 2
3. 財政健全化の必要性と取組	2 8
4. 令和4年度予算について	3 9

1. 財政の現状と課題

予算制度

国の予算とは

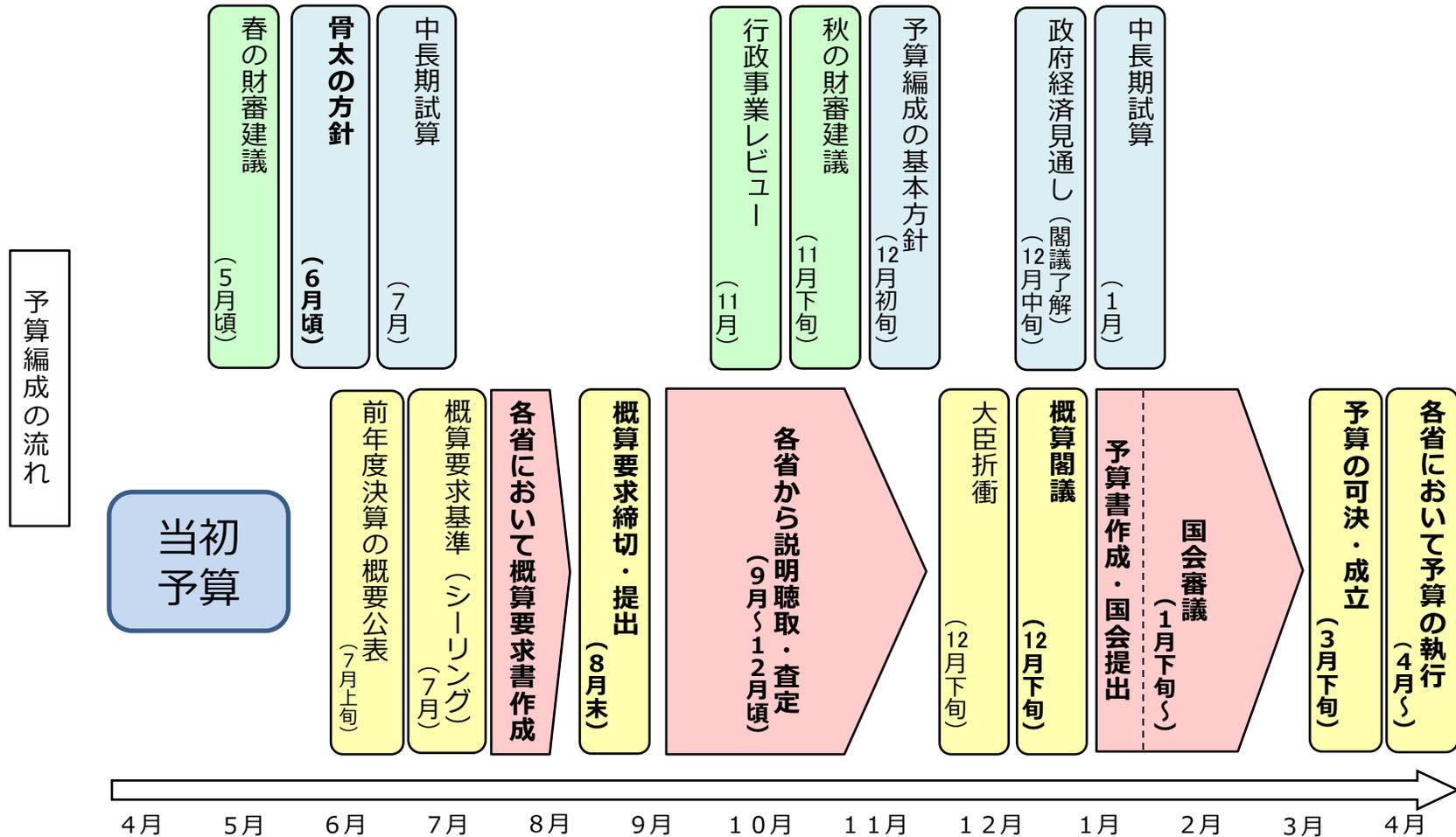
- **国が政策を実行するため、その費用をどのように分配していくのか、また、その費用の財源をどうやって確保していくのか**、それを1年間（4月1日～翌年の3月31日まで）という一定の期間を区切って計画をたてる、このことを「予算」と言います。
- 国の予算は、執行前にあらかじめ国会の議決を受けることとされています。

予算の種類

我が国の会計は、税金などの収入により国家の一般的な支出を行う「一般会計」と、特定の収入（保険料等）により特定の事業を運用する場合などに設置される「特別会計」からなっています。特別会計は、受益と負担の関係や事業ごとの収支をより明確にすることなどを目的としています。

- **一般会計予算**・・・単に「予算」という時には、この「一般会計予算」をさすことが多くなり、予算の中で最も基本的なものであり、社会保障、教育、公共事業、防衛関係等の政策の基本的な経費を賄う会計です。
- **特別会計予算**・・・一般会計の他に、特定の歳入・特定の歳出をもって一般会計とは経理を別にする特別会計を設置しています。
（具体例）
 - ・地震再保険特別会計
 - ・年金特別会計
 - ・東日本大震災復興特別会計 等

予算編成の流れ



予備費

予見し難い予算の不足に充てるため、予算に計上される。本来は、補正予算によって対応することが望ましいが、補正予算は軽微な事態や緊急事態に必ずしも機動的に対応しきれないものではないため、予備費制度が設けられている。

補正予算

国の義務的経費の不足を補ったり、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出又は債務の負担を行うため、必要な予算の追加・変更を行う場合に、国会の議決により成立させる予算。

参考：1兆円っていくらだろう

1兆円

⇒ 1,000,000,000,000円（1万円で積み上げると10km、ちなみに1億円は1m）

⇒ 重さは100トン（1万円札 = 1グラム）

スカイツリー建設費 650億円

一日100万円使うと、約2740年かかる



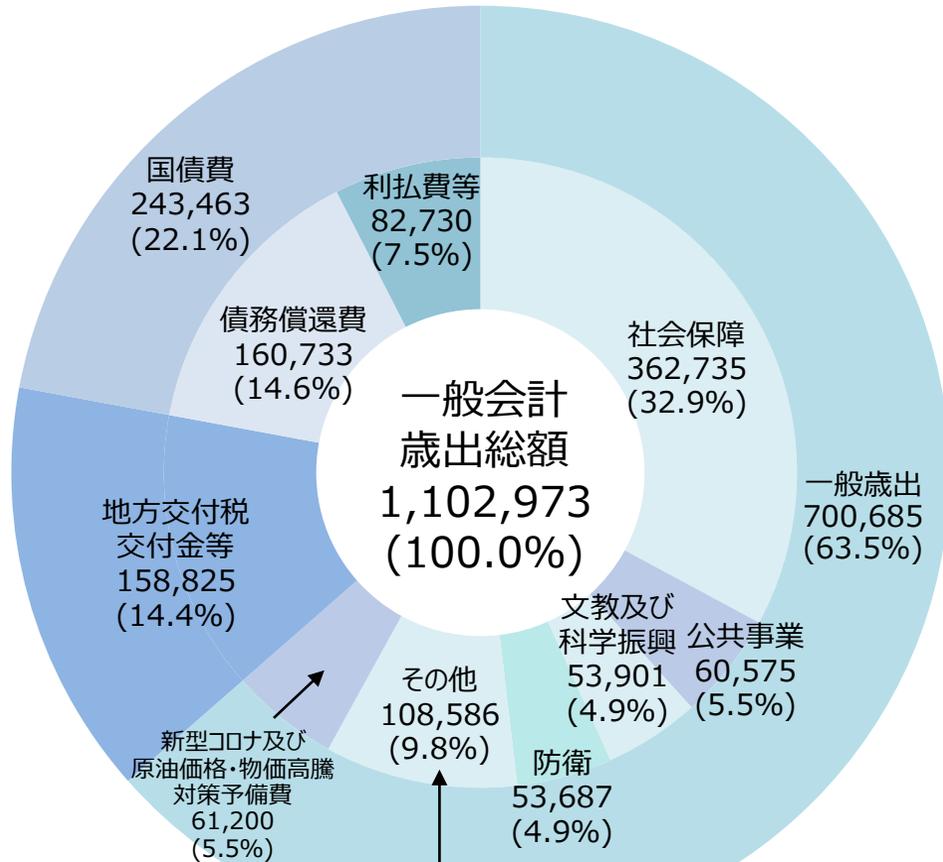
× 15本



～ 現代まで

令和4年度一般会計補正後予算 歳出・歳入の構成

一般会計歳出



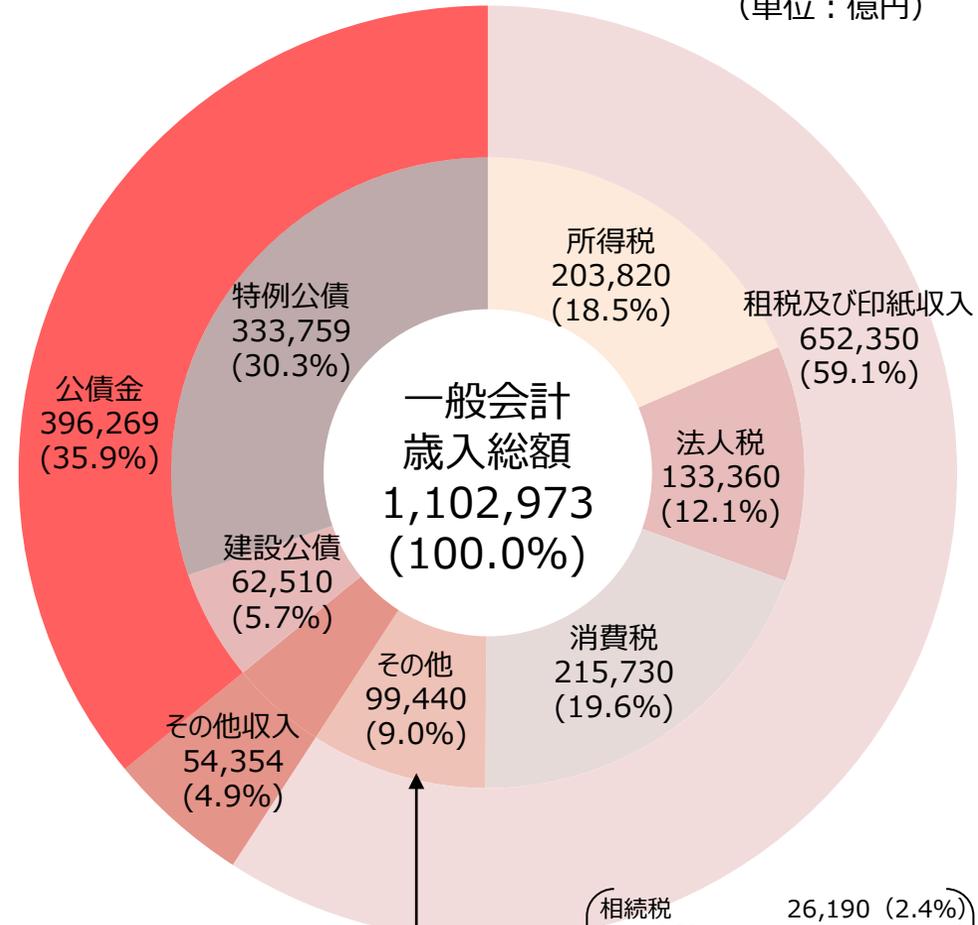
食料安定供給関係費	12,701	(1.2%)
エネルギー対策費	8,756	(0.8%)
経済協力費	5,105	(0.5%)
中小企業対策費	1,713	(0.2%)
恩給関係費	1,221	(0.1%)
その他の事項経費	70,089	(6.4%)
予備費	9,000	(0.8%)

※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。

※「基礎的財政収支対象経費」(=歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標)は、864,106 (78.3%)

一般会計歳入

(単位：億円)



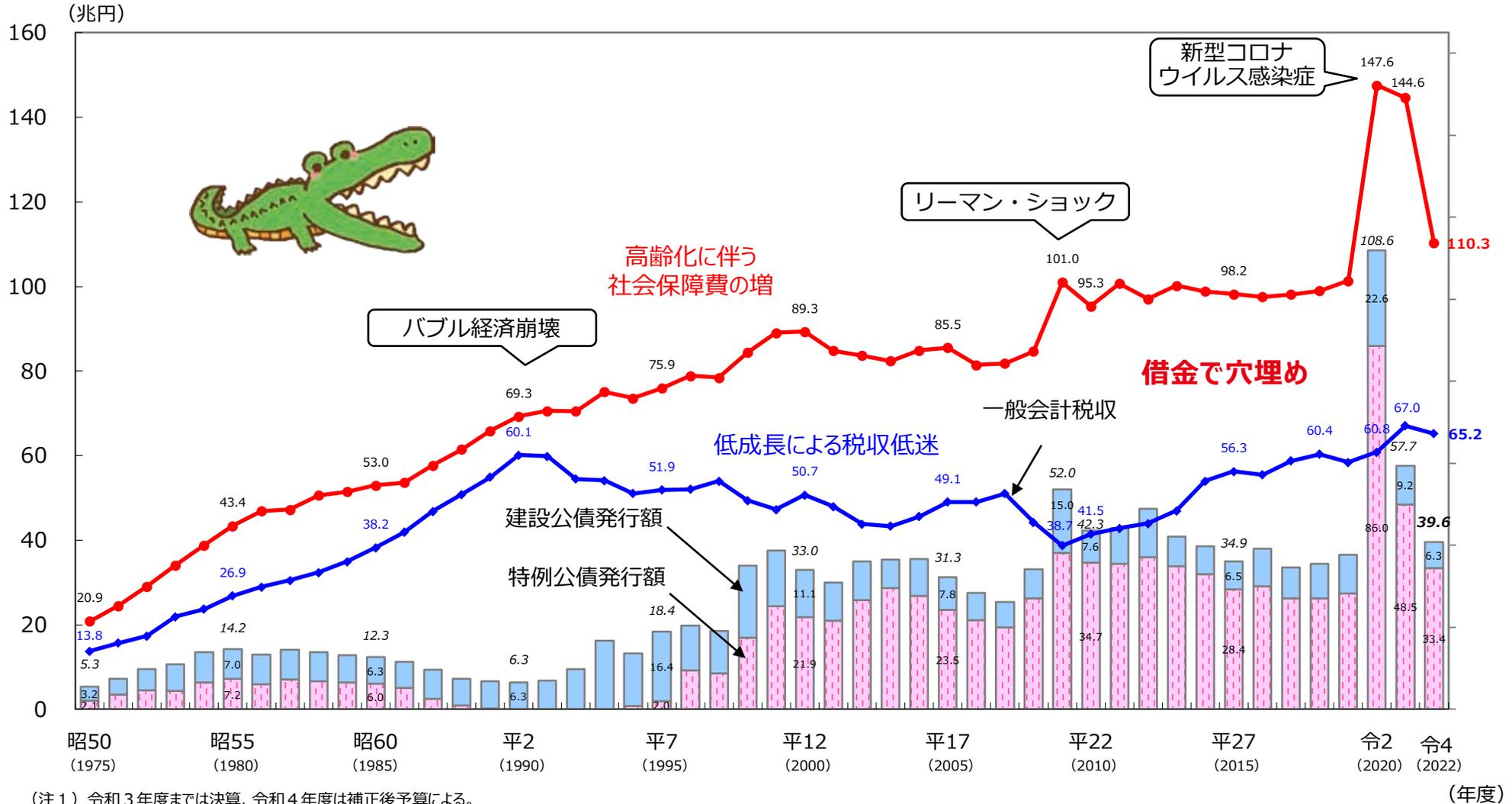
相続税	26,190	(2.4%)
揮発油税	20,790	(1.9%)
酒税	11,280	(1.0%)
たばこ税	9,340	(0.8%)
関税	8,250	(0.7%)
石油石炭税	6,600	(0.6%)
自動車重量税	3,850	(0.3%)
電源開発促進税	3,130	(0.3%)
その他の税収	570	(0.1%)
印紙収入	9,440	(0.9%)

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は51.8%。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

○ 我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われています。

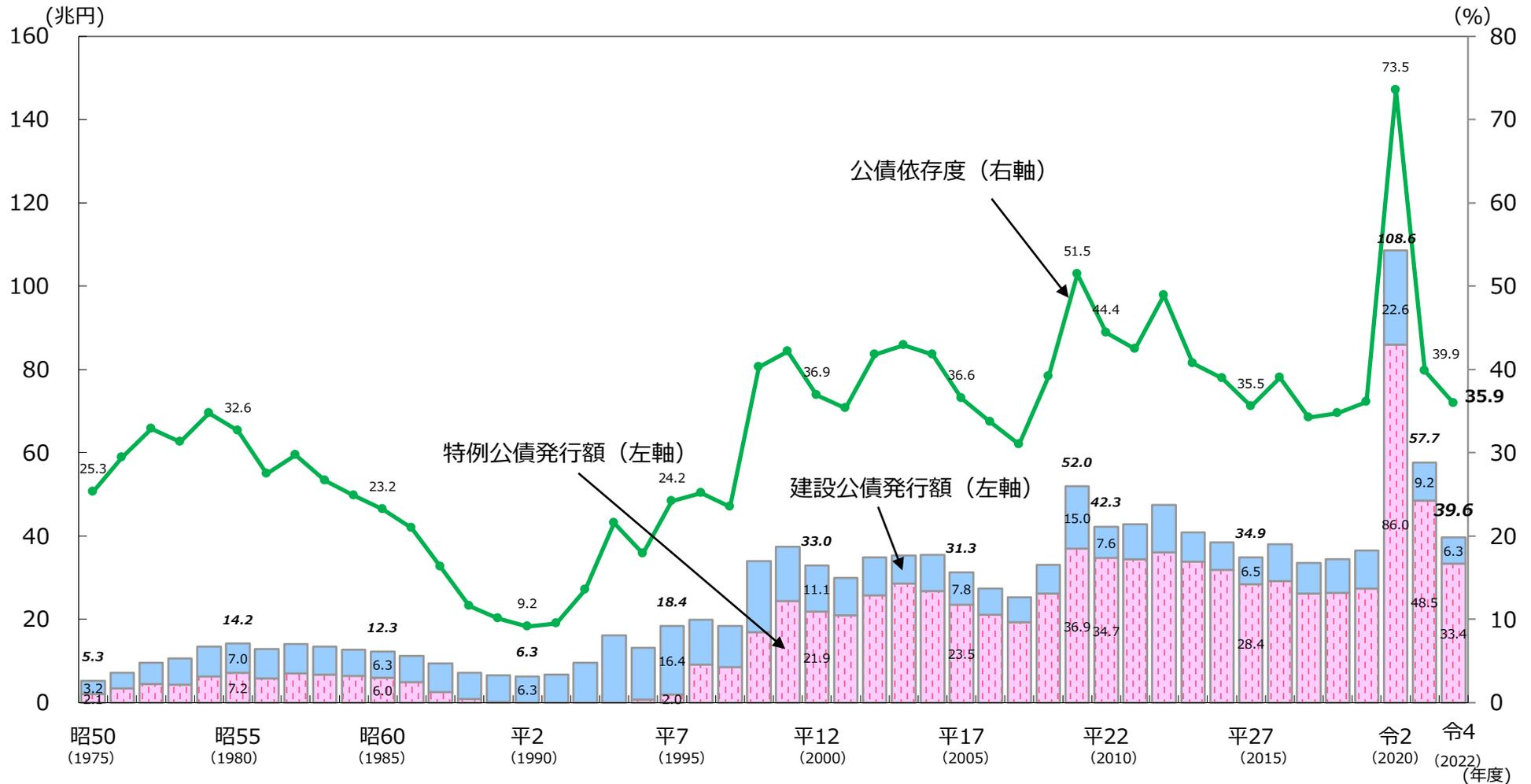


(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

公債発行額、公債依存度の推移

○ 令和4年度の公債依存度（公債発行額／一般会計歳出）は35.9%と見込まれています。



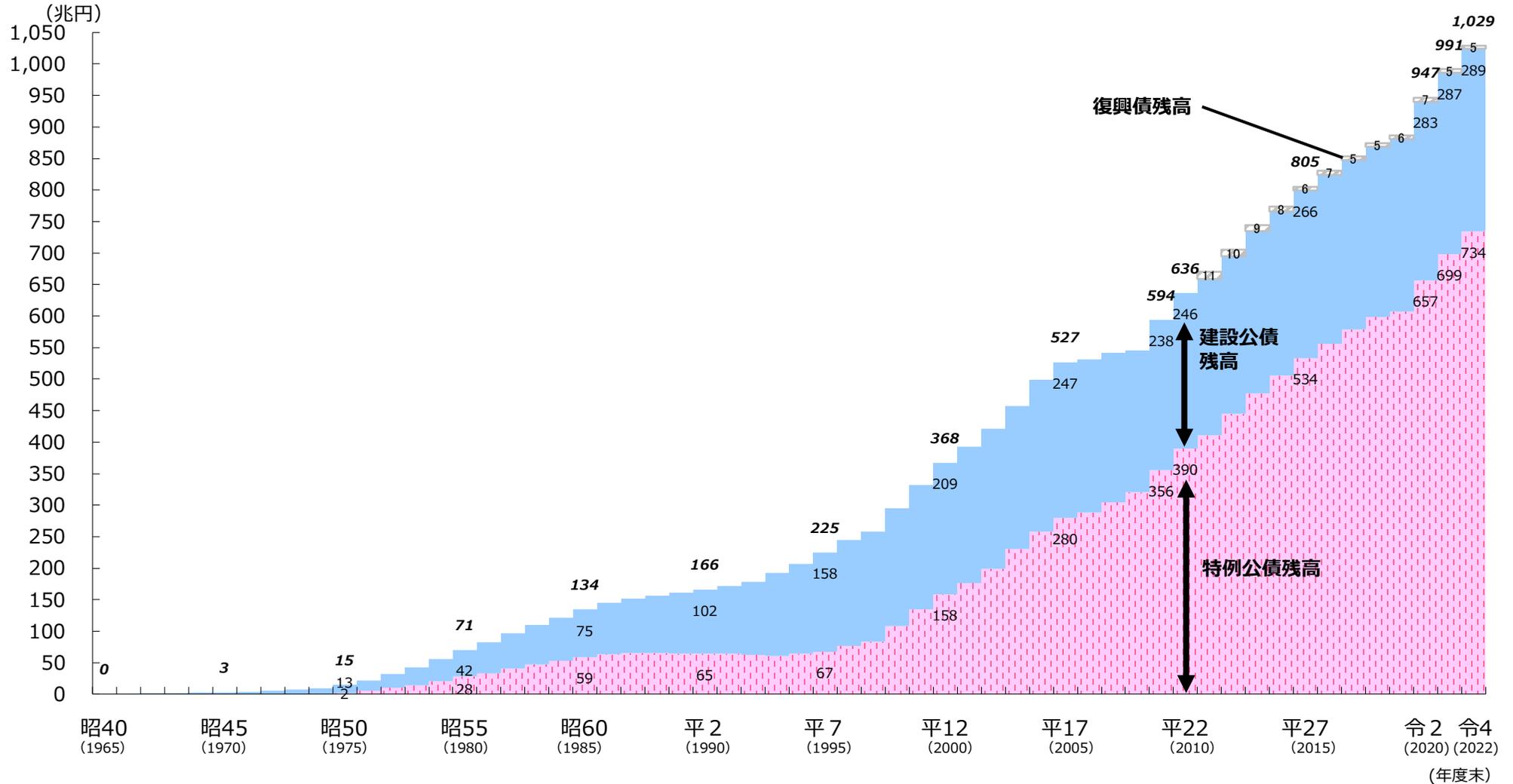
(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

普通国債残高の累増

○ 普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和4年度末には1,029兆円に上ると見込まれています。



(注1) 令和3年度末までは実績、令和4年度末は補正後予算に基づく見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

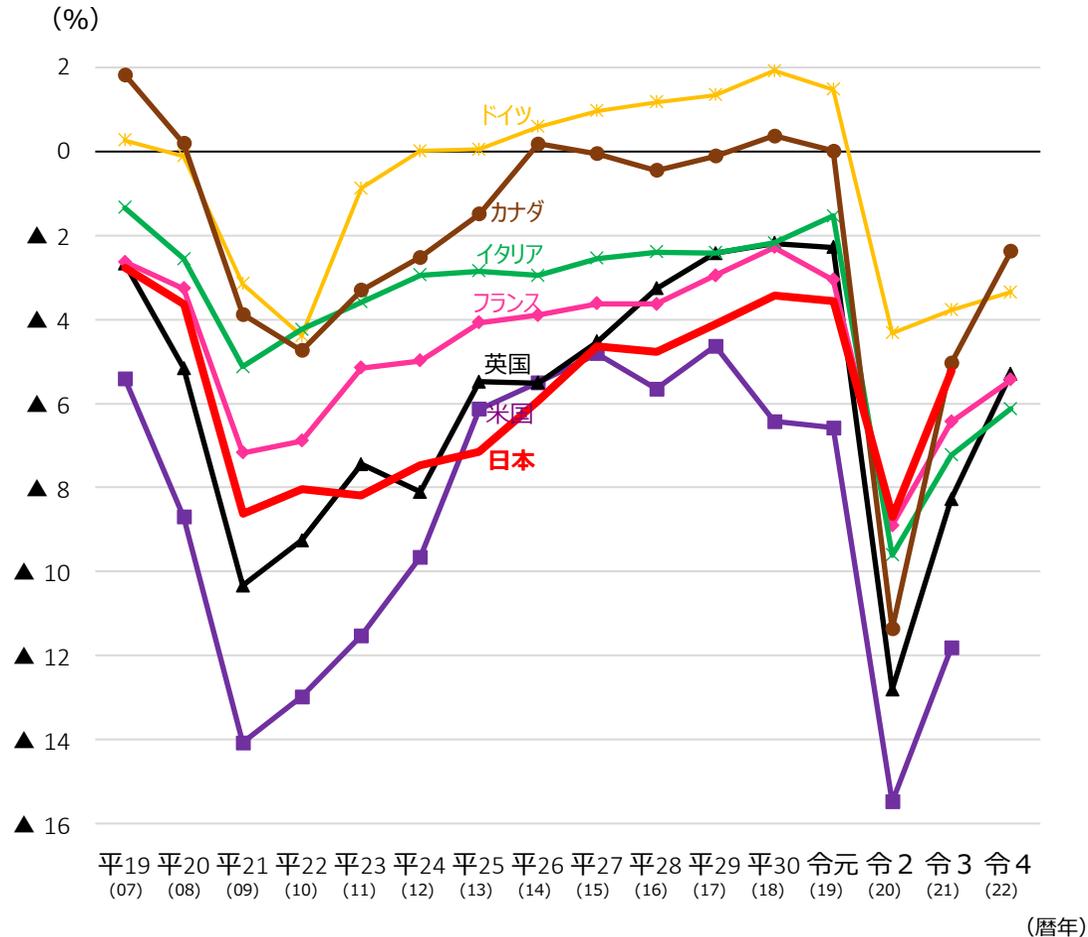
(注3) 令和4年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は1,009兆円程度。

財政収支の国際比較（対GDP比）

○ 財政収支は、平成20年（2008年）秋のリーマンショックの影響により、他の主要国と同様に悪化しました。その後、我が国の財政収支は改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年（2020年）はリーマンショックを超える赤字幅となりました。

暦年	（%）							
	平19 (2007)	平20 (2008)	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)
日本	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 8.6	▲ 8.0	▲ 8.2	▲ 7.5	▲ 7.2	▲ 5.9
米国	▲ 5.4	▲ 8.7	▲ 14.1	▲ 13.0	▲ 11.5	▲ 9.7	▲ 6.1	▲ 5.5
英国	▲ 2.7	▲ 5.2	▲ 10.3	▲ 9.3	▲ 7.5	▲ 8.1	▲ 5.5	▲ 5.5
ドイツ	0.3	▲ 0.1	▲ 3.2	▲ 4.4	▲ 0.9	0.0	0.0	0.6
フランス	▲ 2.6	▲ 3.3	▲ 7.2	▲ 6.9	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 4.1	▲ 3.9
イタリア	▲ 1.3	▲ 2.6	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.9	▲ 3.0
カナダ	1.8	0.2	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.3	▲ 2.5	▲ 1.5	0.2

暦年	（%）							
	平27 (2015)	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
日本	▲ 4.6	▲ 4.8	▲ 4.1	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 8.7	▲ 5.2	-
米国	▲ 4.8	▲ 5.7	▲ 4.6	▲ 6.4	▲ 6.6	▲ 15.5	▲ 11.8	-
英国	▲ 4.5	▲ 3.3	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 12.8	▲ 8.3	▲ 5.3
ドイツ	1.0	1.2	1.3	1.9	1.5	▲ 4.3	▲ 3.8	▲ 3.4
フランス	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 3.1	▲ 8.9	▲ 6.4	▲ 5.4
イタリア	▲ 2.6	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 1.5	▲ 9.6	▲ 7.2	▲ 6.1
カナダ	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.1	0.4	0.0	▲ 11.4	▲ 5.0	▲ 2.4



(出所) OECD "Economic Outlook 111"(2022年6月8日)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。

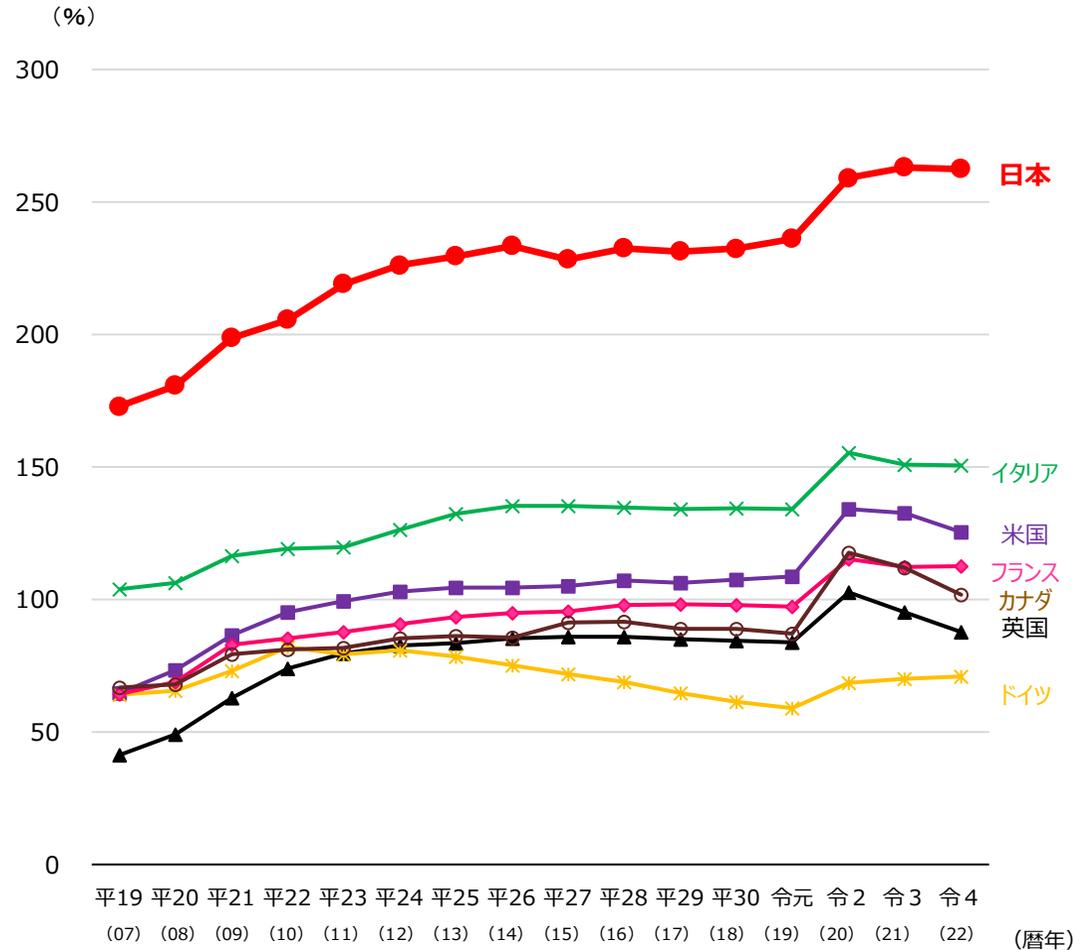
(注2) 日本は2021年、それ以外の国々は2022年が推計値。ただし、日本及び米国については、2022年の推計値は掲載されていない。

債務残高の国際比較（対GDP比）

○ 債務残高の対GDP比は、G 7 諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

<全世界における順位（176カ国・地域中）>

1	マカオ	0.0%	157	フランス	115.2%
2	香港	1.0%	158	カナダ	117.8%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
105	中国	68.1%	164	米国	134.2%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
107	ドイツ	68.7%	173	イタリア	155.3%
⋮	⋮	⋮	174	カーボベルデ	158.8%
148	英国	102.6%	175	ギリシャ	211.9%
⋮	⋮	⋮	176	日本	259.0%



※ 数値は令和2年（2020年）の値。

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2022年4月)

(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。

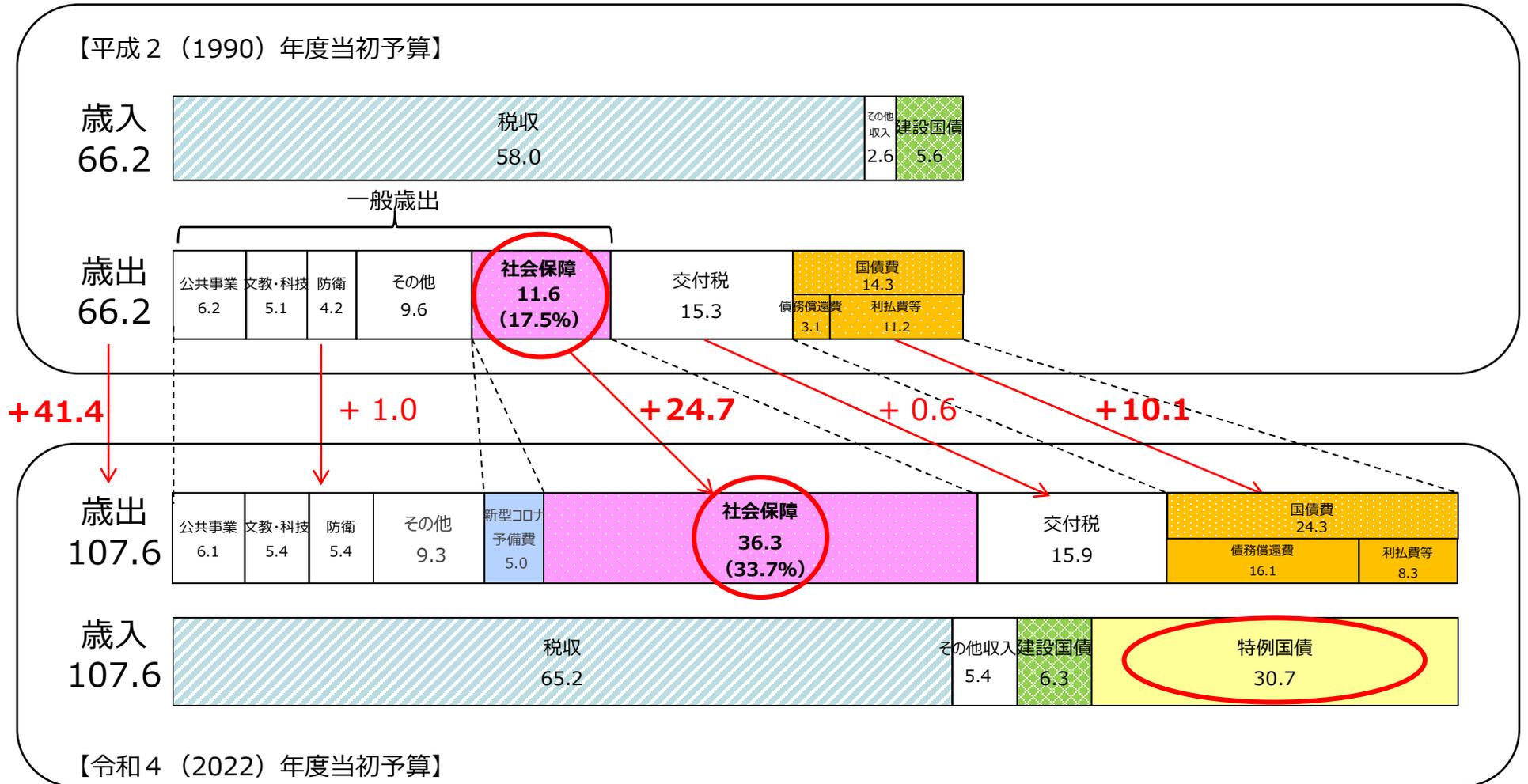
(注2) 日本、米国及びイタリアは、2021年及び2022年が推計値。それ以外の国は、2022年が推計値。

2. 社会保障と税の一体改革

平成2年度と令和4年度における国の一般会計歳入・歳出の比較

- 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度当初予算と比較すると、令和4年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債でまかっています。

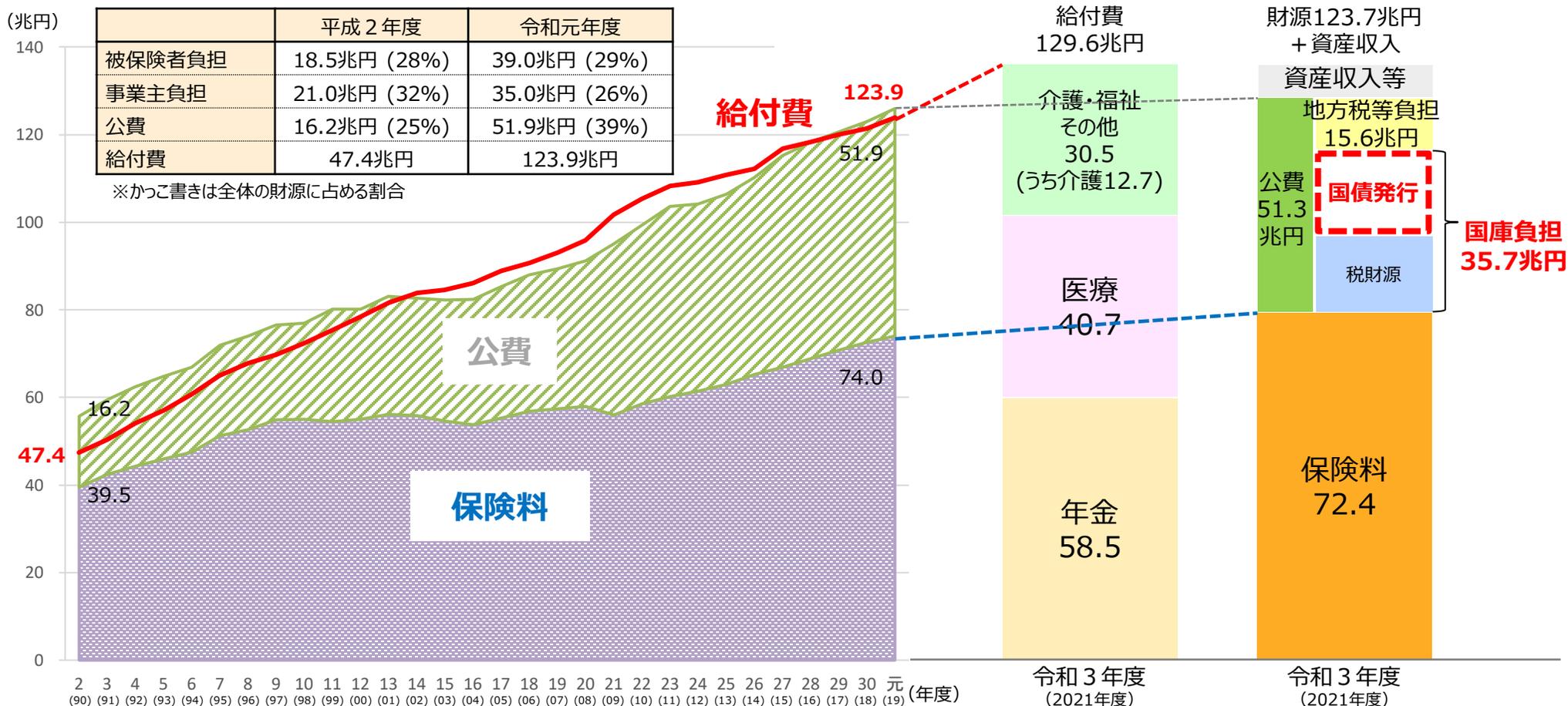
(単位：兆円)



(注) 括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。

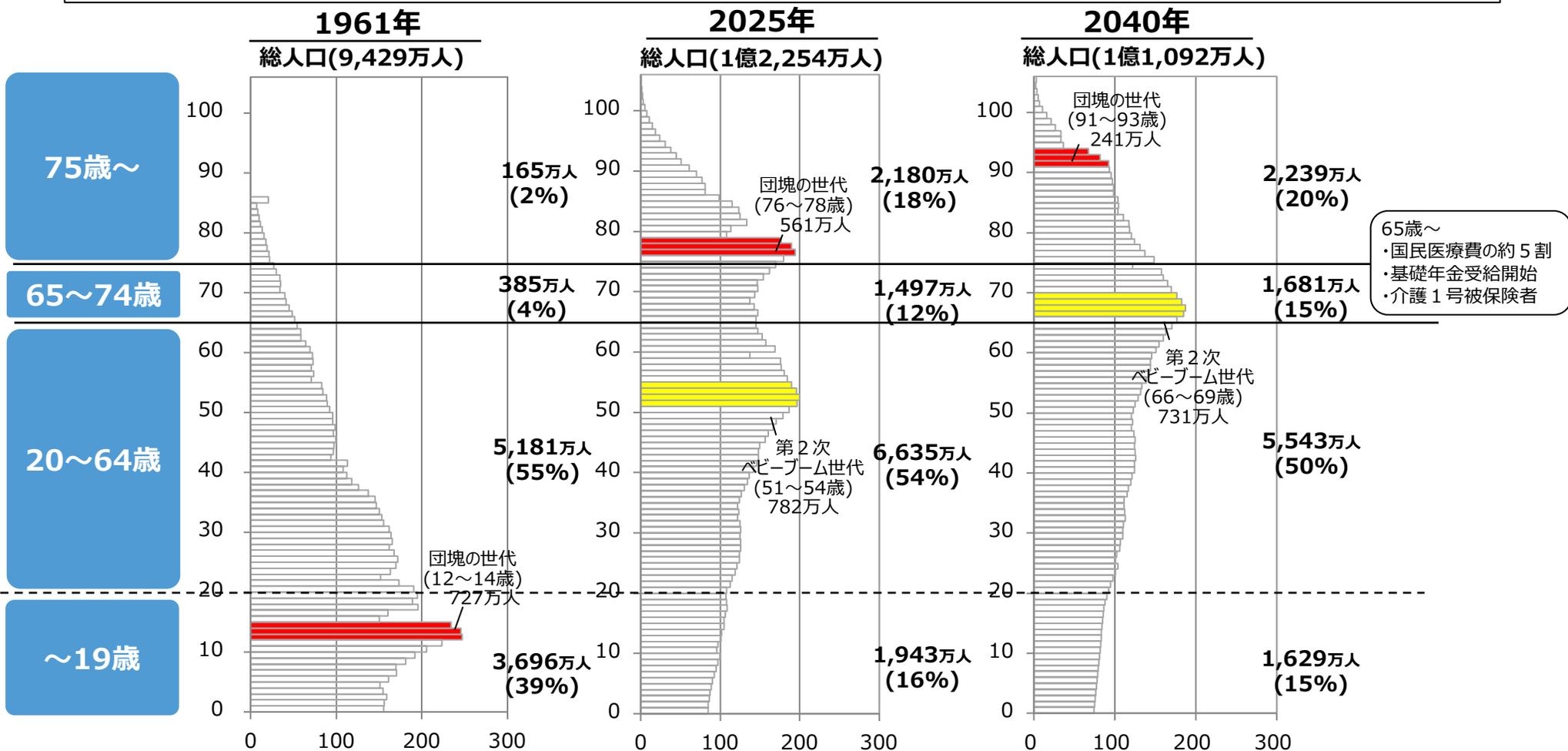
社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

- 社会保障制度の基本は保険料による支え合いです。保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、公費も充てることとしています。実際には、必要な公費負担を税金で賄いきれておらず、借金に頼っており、私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況です。
- 私たちが受益する社会保障の負担は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら私たちが賄う必要があります。また、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、社会保障制度を全世代型に転換していかなければなりません。



少子高齢化の進行

○ 2025年には団塊の世代（1947～49年生まれ）全員が後期高齢者（75歳～）に移行し、75歳以上人口割合が増加していきます。さらに2040年には、第2次ベビーブーム世代（1971年～74年生まれ）全員が65歳以上になります。他方で、その間、20～64歳人口は急速に減少し、2040年以降も減少が続くことが見込まれています。こうした中、医療・介護分野の給付の効率化・重点化が必要です。



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

(注) 団塊の世代は1947～49(S22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S46～49)年生まれ。1961年は沖縄県を含まない。

グラフにおいて、1961年の85歳人口、2025年と2040年の105歳人口は、それぞれ85歳以上人口、105歳以上人口の合計。

1人当たり医療費・介護費の増加

- 75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり医療費や介護給付費は大幅に高くなり、それに伴って1人当たり国庫負担も増大します。

	医療（2019年）		介護（2019年）		全人口に占める人口数及び割合	
	1人当たり国民医療費 (64歳以下 :19.2万円)	1人当たり国庫負担 (64歳以下 :2.7万円)	1人当たり介護費 (括弧内は要支援 ・要介護認定率)	1人当たり国庫負担	2019年	2025年
65～74歳	56.7万円	8.0万円	4.9万円 (4.2%)	1.3万円	1,740万人 (13.8%)	1,497万人 (12.2%)
		↓ 約4倍		↓ 約10倍	▲約243万人 →	
75歳以上	93.1万円	32.4万円	47.4万円 (31.9%)	12.7万円	1,849万人 (14.7%)	2,180万人 (17.8%)
					+約331万人 →	

(出所) 年齢階級別の人口は総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

国民医療費は厚生労働省「令和元年度国民医療費の概況」

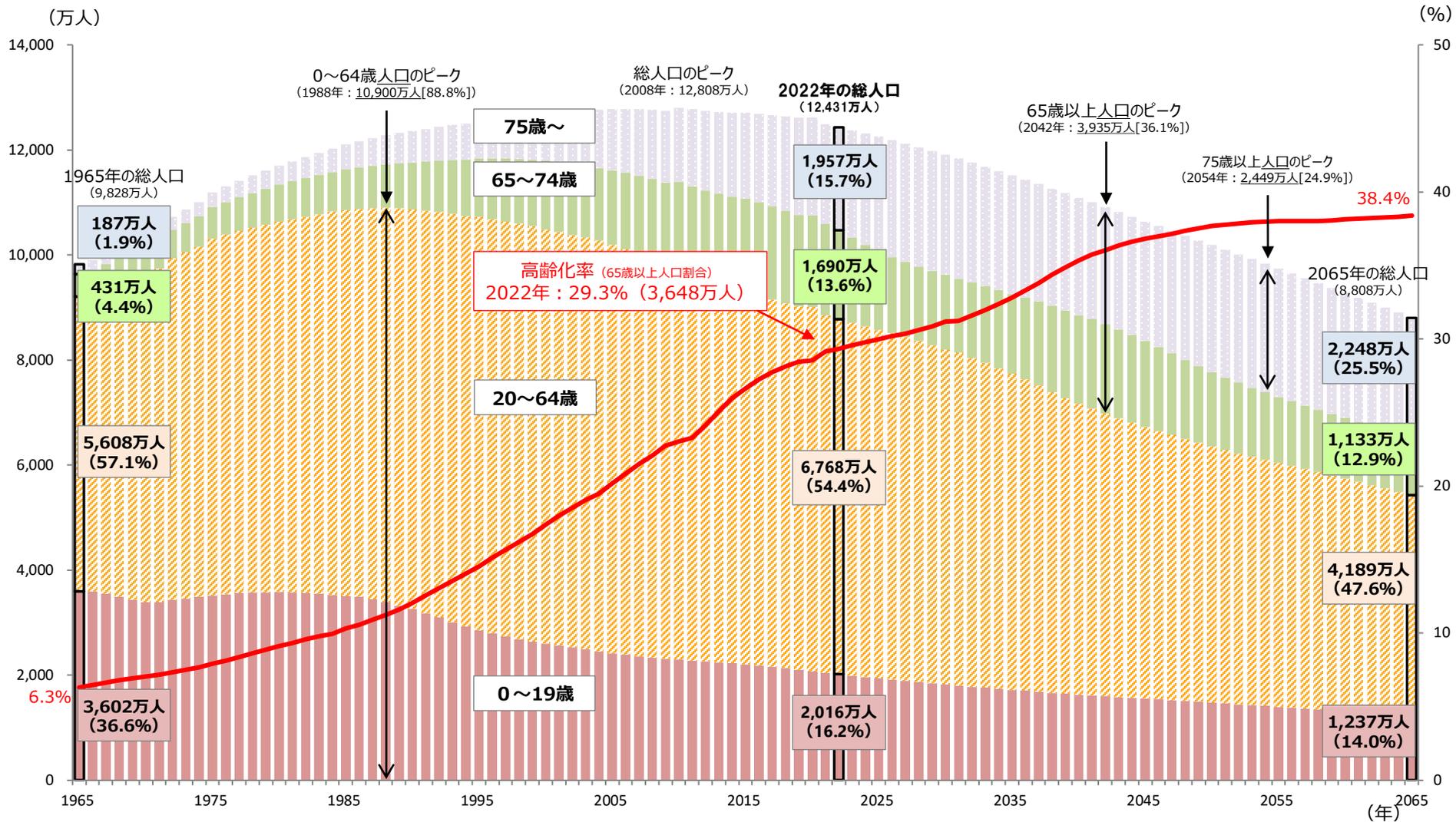
介護費及び要支援・要介護認定率は、厚生労働省「介護給付費等実態統計（令和元年度）」、「介護保険事業状況報告（令和元年度）」、総務省「人口推計」

(注) 1人当たり国民医療費・介護費は、年齢階級別の国民医療費・介護費を人口で除して機械的に算出。

1人当たり国庫負担は、それぞれの年齢階級の国庫負担額を2019年時点の人口で除すなどにより機械的に算出。

少子高齢化の進行

○ 2025年以降も、他国に類を見ない速度で高齢化と少子化が進展し、人口が減少していく見通し。

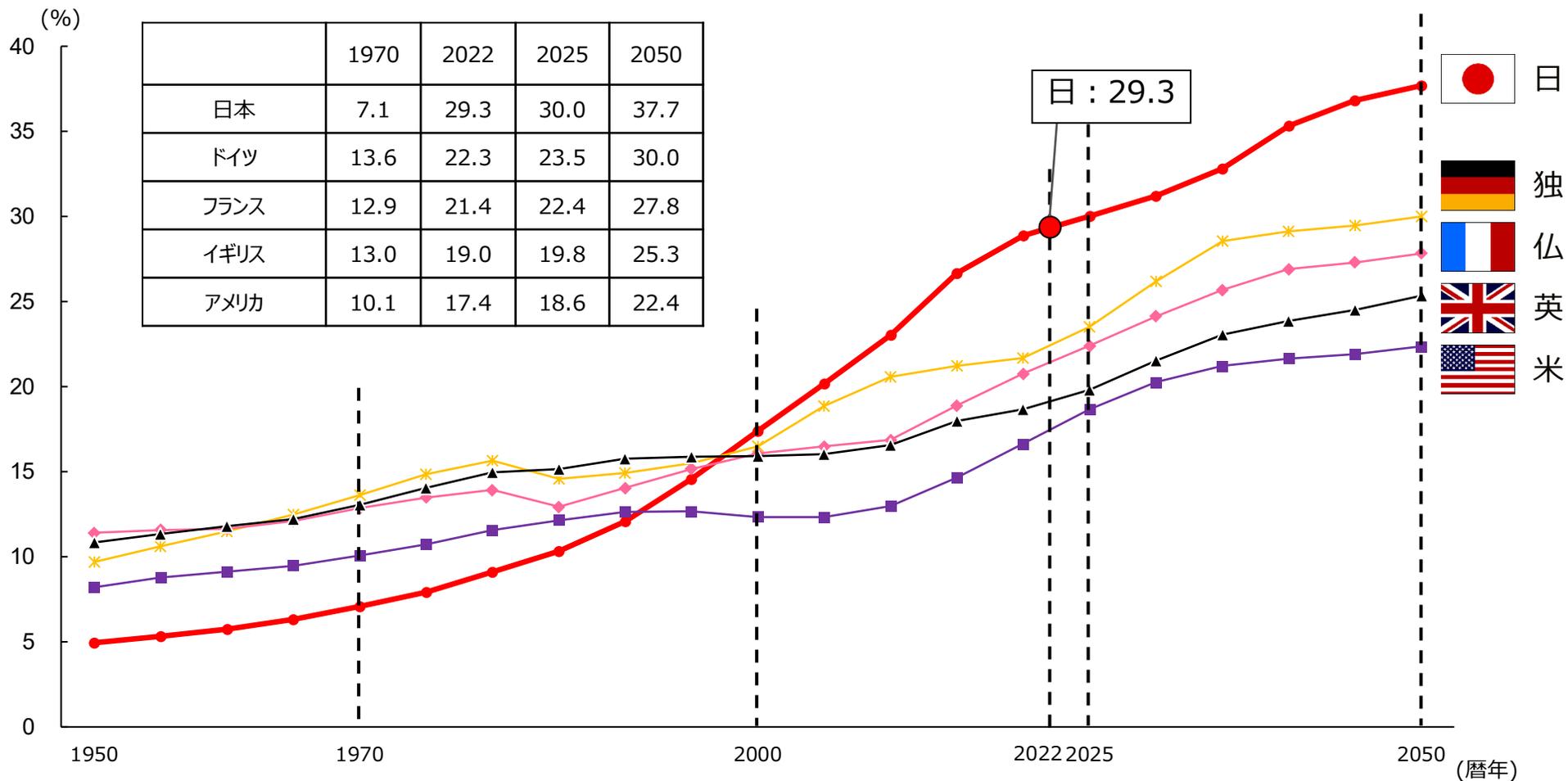


(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

(注) カッコ書きの計数は構成比

高齢化率の国際比較

○ 1990年代に我が国の高齢化率は急激に上昇し、先進国中最も高齢化が進んでいる国となった。今後も、高齢化が他国に類を見ない速度で進んでいく見通しです。



※高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合

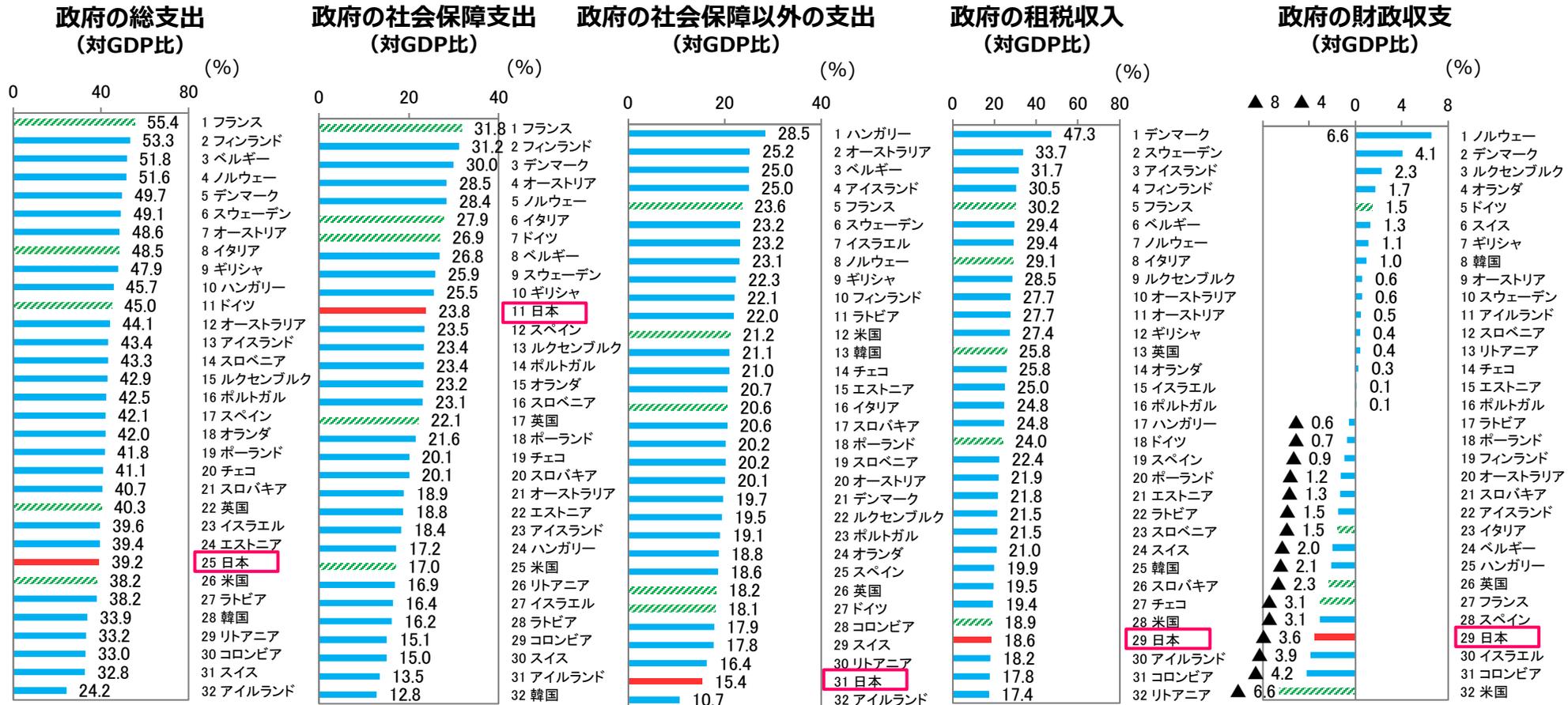
(出所) 日本 ~2020：総務省「人口推計」

2021~2050：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

諸外国 国連「World Population Prospects 2019」

OECD諸国の政府支出及び収入の関係

○ 政府の総支出はOECD諸国の中でやや低い水準となっており、その内訳を見ると、社会保障以外の支出は低く、社会保障支出は、高齢化を反映して中程度となっています。一方で、租税収入や財政収支は、OECD諸国と比較して、低い水準となっています。



(出所) 財政収支以外：内閣府「国民経済計算」、OECD “National Accounts” “Revenue Statistics”等、

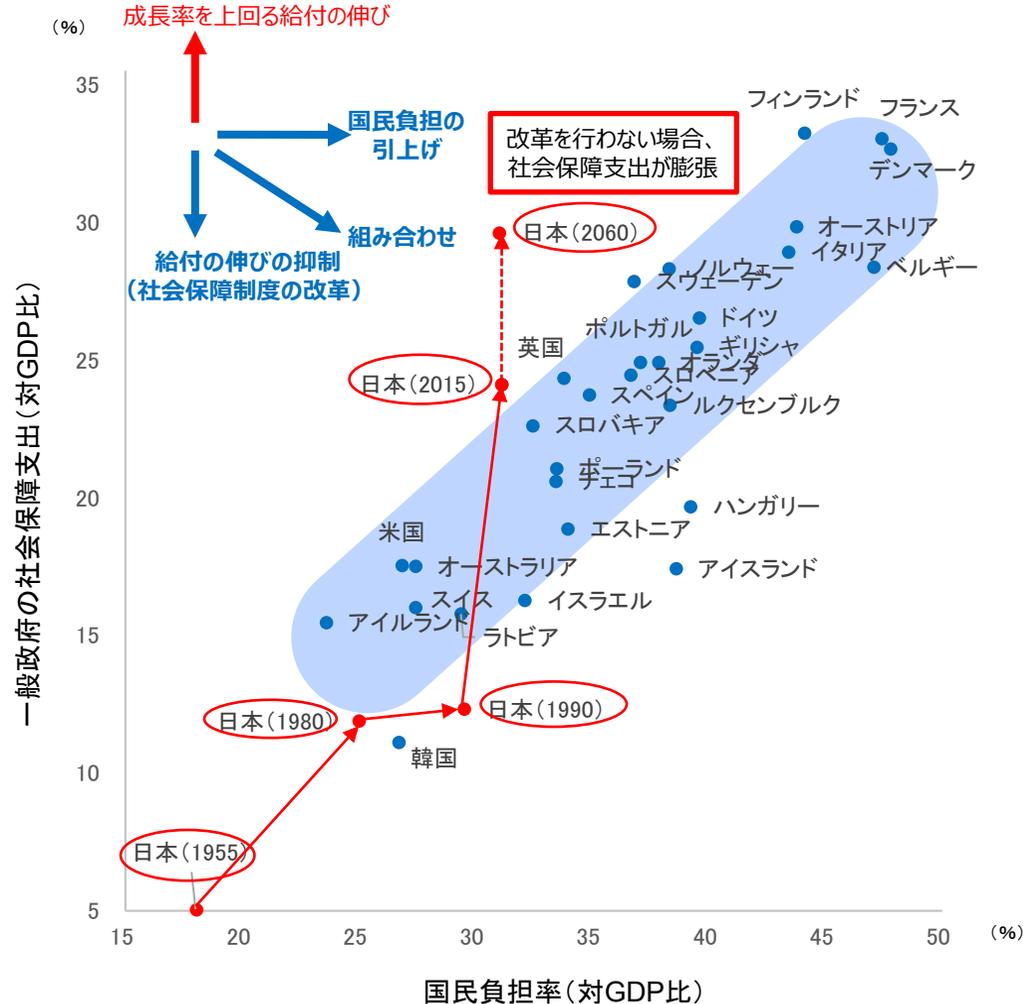
財政収支：OECD “Economic Outlook 111” (2022年6月8日)

(注1) 日本は2019年度実績、諸外国は2019年実績 (リトアニアは2017年実績)。

(注2) 一般政府 (中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの) ベース。ただし、日本の財政収支には社会保障基金を含まず、米国の財政収支には社会保障年金信託基金を含まない。



OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係

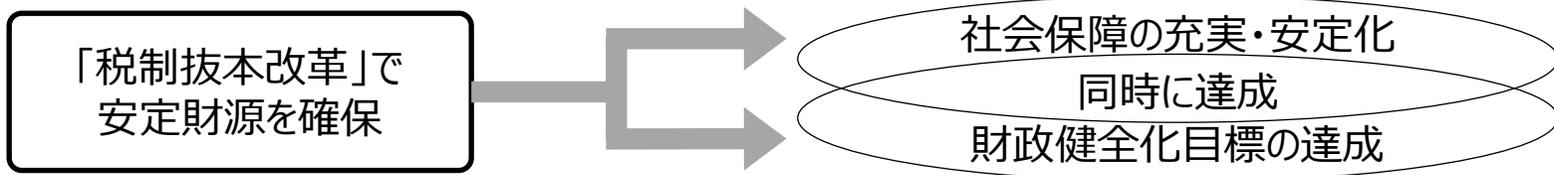


我が国は諸外国と比べ、給付と負担のバランスが不均衡の状態に陥っており、制度の持続可能性を確保するための改革が急務

(出所) 国民負担率: OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等。
 社会保障支出: OECD “National Accounts”、内閣府「国民経済計算」。ただし、1955年の日本の値については国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」における社会保障給付費。
 (注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。
 (注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

社会保障と税の一体改革

- 社会保障にかかる費用の相当部分を、将来世代へ負担を先送りしているという現状を改善するために、「社会保障と税の一体改革」を行っています。



社会保障の充実の対象分野

すべての世代が安心感と納得感を得られる、全世代型の社会保障制度へ

改革前の消費税(国分)の用途

高齢者 3 経費(基礎年金・老人医療・介護)

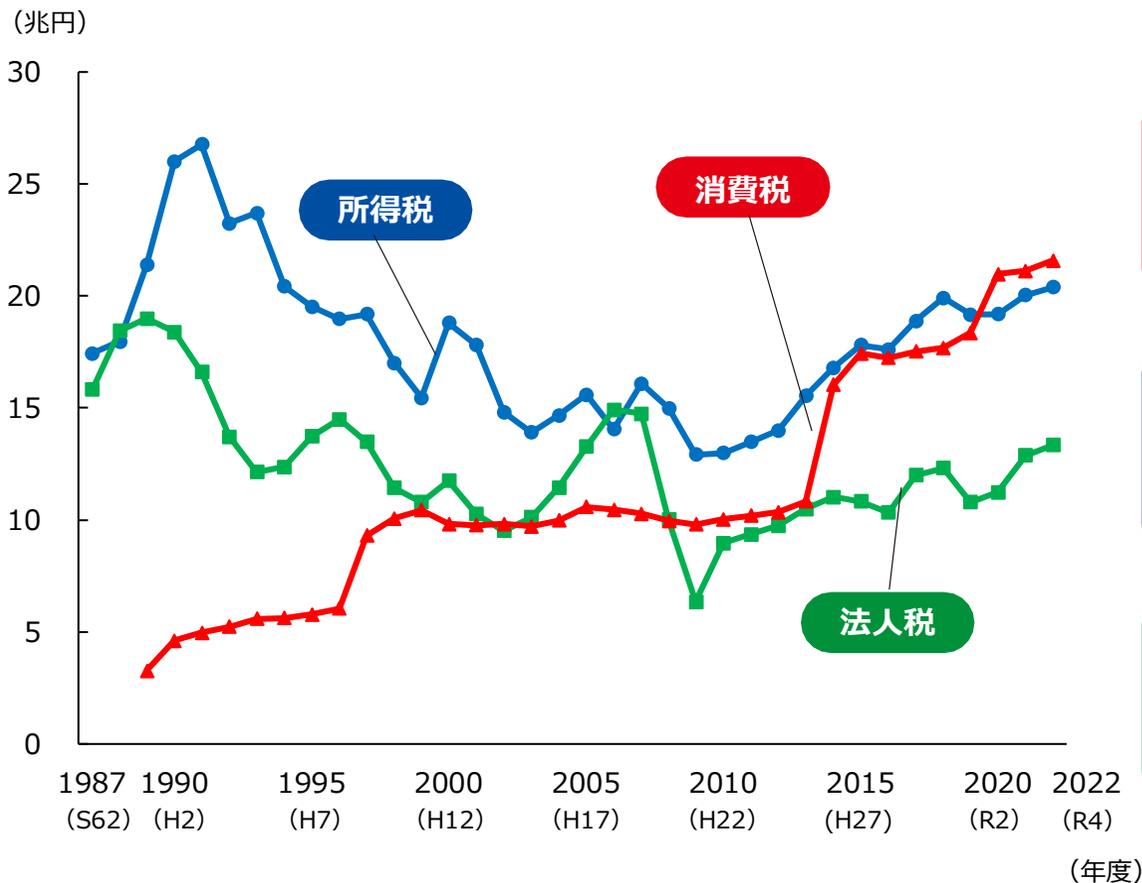


改革後の社会保障の充実

社会保障 4 経費(子ども・子育て、医療・介護、年金)

社会保障関係費を賄うのになぜ消費税なのか

- 日本の社会保障制度は原則として社会保険料で費用を負担することを基本としていますが、働く世代に負担が集中する面もあります。
- こうした中で、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合い、社会保障の安定した財源を確保する観点から、消費税を社会保障の財源としています。また、税収が景気の変化に左右されにくく安定していることも消費税の特徴です。



<消費税の特徴>

- ☑ 景気の変化に左右されにくく、税収が安定しています。
働く世代など特定の人に負担が集中することがありません。

<所得税の特徴>

- ☑ 勤労世代が主に負担します。
なお、勤労世帯は、今後減少していくことが見込まれています。

<法人税の特徴>

- ☑ 税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。

消費税引き上げによる増収分はどのように使われているのか①

- 少子高齢化や財源の不足といった状況に対応した社会保障とするため、現在、「**社会保障と税の一体改革**」を行っています。
- 消費税引き上げによる**増収分は全て社会保障に充て**、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など**子育て世代のためにも充て**、「**全世代型**」の**社会保障に転換**しています。

消費税の増収分は全額を社会保障に充て、**「全世代型」**の**社会保障制度に転換**

＜一体改革前＞
消費税の使い道
は高齢者中心



＜一体改革・新しい経済政策パッケージ後＞
新たに待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化などにも
消費税を充て、使途を子育て世代にも拡大。

より子育ての
しやすい環境

より充実・
安心な老後



支え手の
広がり

・少子化対策
・女性・高齢者も働きやすい環境づくり

消費税引上げによる増収分はどのように使われているのか②

消費税率 8%→10%への引上げにより行われている主な施策

待機児童の解消



2020年度末までに32万人分の受け皿を拡充

幼児教育・保育の無償化



3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化（0歳～2歳児についても、所得が低い家庭を対象として無償化）

高等教育の無償化



所得が低い家庭の真に必要な子供たちに対し、授業料減免・給付型奨学金支給

介護職員の処遇改善



介護人材の処遇改善により、介護の受け皿を整備

所得の低い高齢者の介護保険料の軽減

所得が低い高齢者の保険料の軽減を強化



年金生活者支援給付金の支給

所得が低い年金受給者に対して最大年6万円を給付

消費税増収分等によりこれまで実施してきた社会保障の充実等（主な施策）

消費税率 8%→10%への引上げ分により行われている主な施策

幼児教育の無償化

- 3歳から5歳までの**全ての**子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を**無償化**
- 0歳から2歳までの子供たちも、**住民税非課税世帯**の方を対象として**無償化**

高等教育の無償化

- **所得の低い家庭の意欲ある子供たち**に対し、**大学等の授業料等減免、給付型奨学金の支給**を大幅に拡充

(授業料減免の上限額(年額))
 国公立: 約54万円、私立: 約70万円

(給付型奨学金の給付額(年額))
 【自宅生】国公立: 約35万円、私立: 約46万円
 【自宅外生】国公立: 約80万円、私立: 約91万円

※いずれも住民税非課税世帯の場合

低所得高齢者の暮らしを支援

- 一定以下の所得の年金受給者に対して、**最大年6万円**を支給

消費税率 5%→8%への引上げ分により行われている主な施策

子ども・子育て

待機児童を解消し、働きたい女性が働ける環境を整備

- ・ 2017年度末までに保育の受け皿を約50万人分増加
※ 加えて、待機児童解消のため、「子育て安心プラン」を実施（2020年度末までに+約32万人分）
- ・ 2019年度末までに放課後児童クラブ利用者を約30万人分増加
※ 「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2018年度末までに前倒し

安心して子供を預けられる保育施設の充実

- ・ 保育士等の職員の人材確保・処遇改善
- ・ 保育士等の職員をより手厚く配置 ※ 例: 3歳児と職員の割合を20:1⇒15:1

保護者のいない児童、被虐待児等への支援

- ・ 児童養護施設等の職員の人材確保・処遇改善
- ・ 児童養護施設等の職員をより手厚く配置
※ 例: 子供と職員の割合を5.5:1⇒4:1

年金

年金の受給に必要な資格期間の短縮(25年⇒10年)

医療・介護

住み慣れた地域内で患者の状態に応じた医療を提供

- ・ 医師、看護師等の医療従事者の確保
- ・ 患者の状態に応じた病床を整備

住み慣れた地域や自宅での介護サービスを充実

- ・ 介護職員の人材確保・処遇改善
- ・ 認知症対策の推進
(認知症の方とその家族への生活支援を強化)

国民健康保険等の保険料軽減の対象者を拡大

- ・ 保険料(定額部分)の5割軽減対象及び2割軽減対象の範囲をそれぞれ拡大し、対象者を約500万人拡大

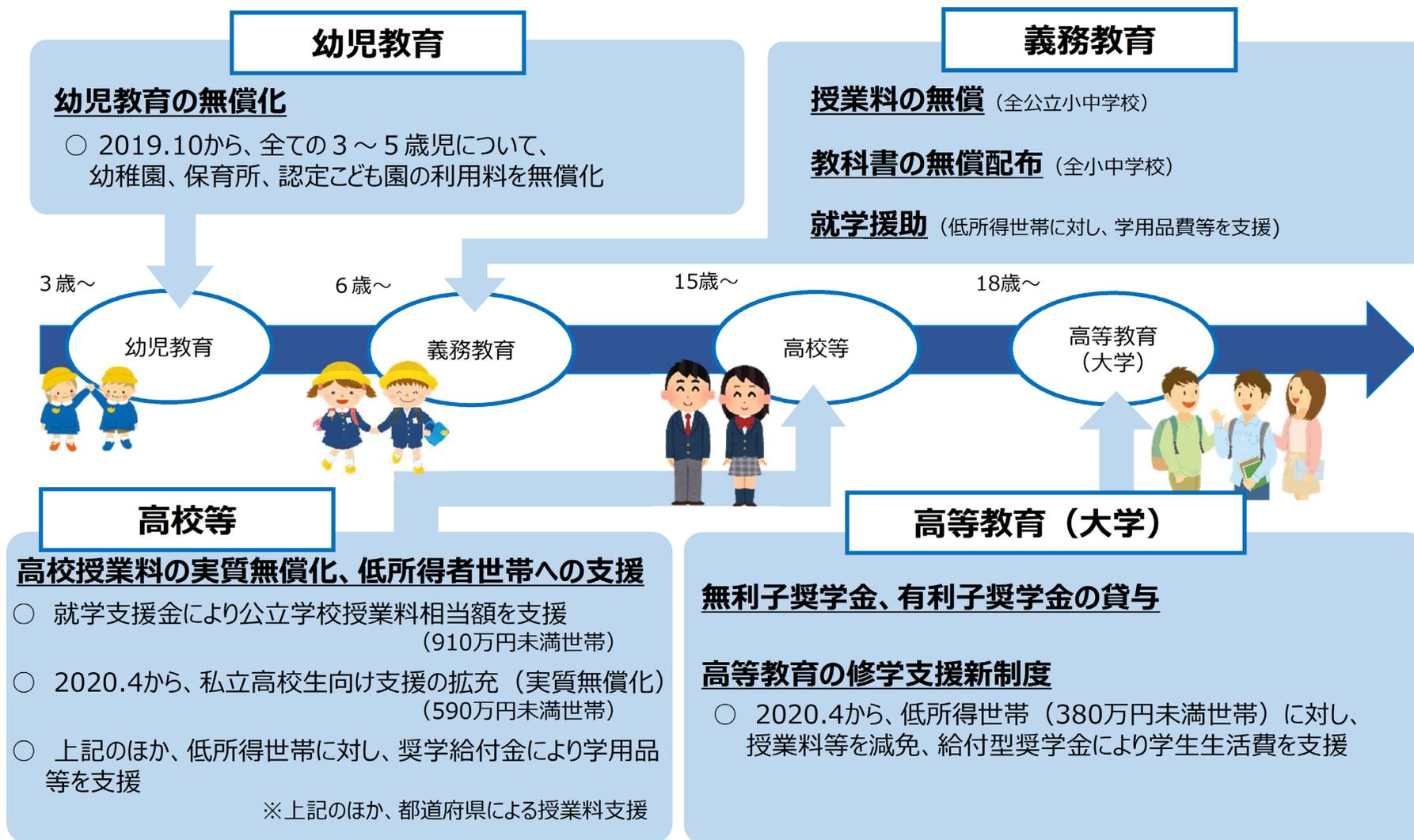
難病に悩む方々をより多く支援するため、医療費支援の対象を拡大

- ・ 医療費支援の対象疾病数拡大
(【難病】56疾病⇒333疾病 【小児慢性特定疾病】514疾病⇒762疾病 (2019年7月時点))

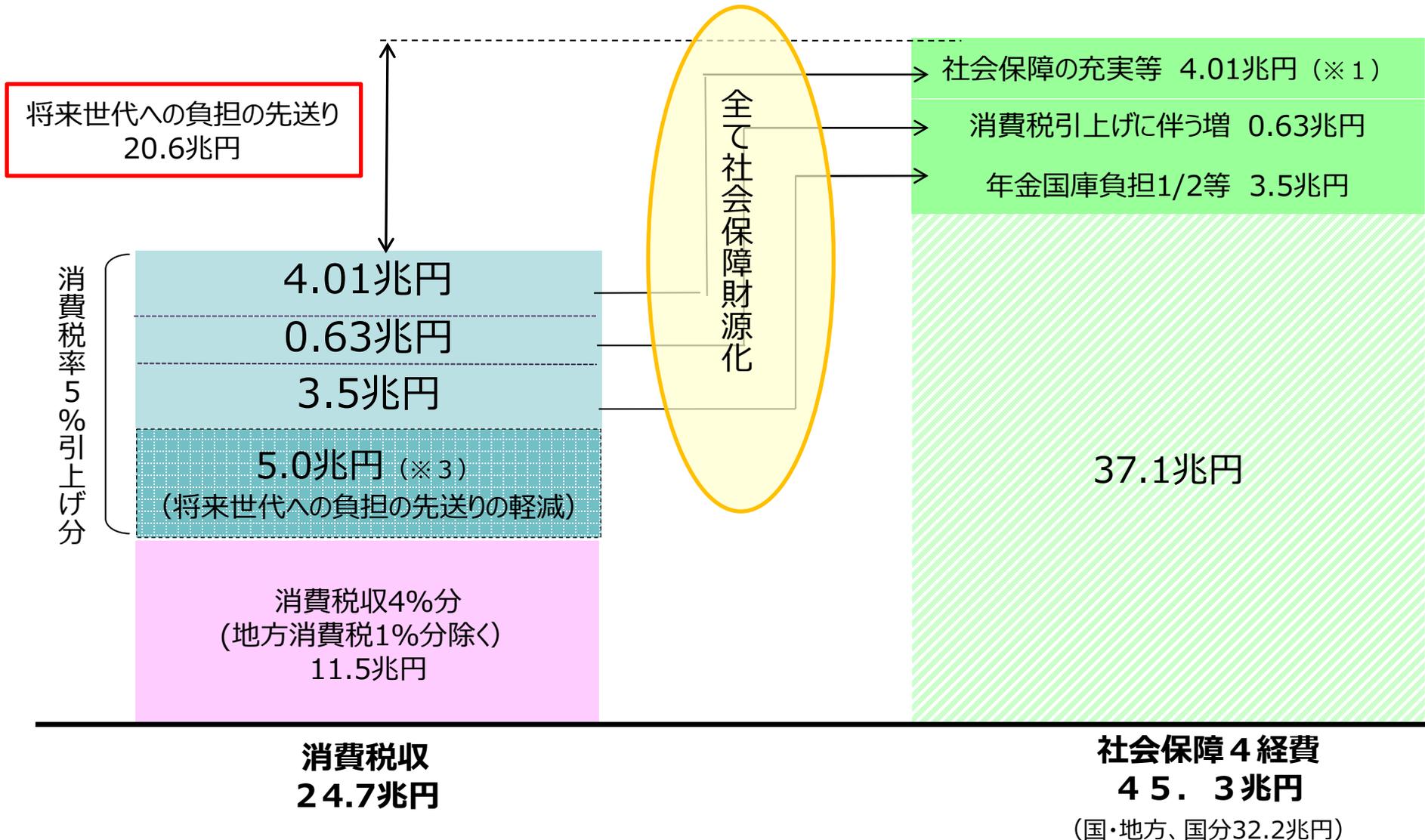
皆保険のセーフティネットである国保への財政支援の強化

※ 2018年度に国保の財政運営責任を市町村から都道府県に移行。県が地域医療の提供水準と標準保険料率を設定

各教育段階における負担軽減の状況



社会保障 4 経費と消費税収の関係



(注1) 社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果 (▲0.4兆円) を活用した分とあわせ、社会保障の充実 (4.42兆円) を実施している。

(注2) 消費税収及び社会保障4経費の各数値は、軽減税率制度の影響を反映した令和4年度当初予算ベースの国・地方の数値である。

(注3) 軽減税率の導入に当たっては、安定的な恒久財源を確保するための法制上の措置等を講じている。なお、軽減税率の導入による減収額を考慮しない場合の、将来世代への負担の先送りの軽減額は5.8兆円となっている。

3. 財政健全化の必要性と取組

公債依存の問題点

- 我が国では、受益と負担の均衡がとれておらず、現在の世代が自分たちのために財政支出を行えば、将来世代へ負担を先送りすることになります。

受益と負担のアンバランス

- ✓ 我が国では、社会保障関係費の増大に見合う税収を確保できておらず、給付と負担のバランスが不均衡の状態に陥っており、制度の持続可能性を確保できていない。
- ✓ また、公債に依存する緩い財政規律のもとでは、財政支出の中身が中長期的な経済成長や将来世代の受益に資するかのチェックが甘くなりやすい。

望ましくない再分配

- ✓ 将来世代のうち国債保有層は償還費等を受け取れる一方、それ以外の国民は社会保障関係費等の抑制や増税による税負担を被ることになりかねない。
- ✓ 将来世代は自ら決定に関与できなかったことに税負担等を求められ、望ましくない再分配が生じる。

財政の硬直化による政策の自由度の減少

- ✓ 経済危機時や大規模な自然災害時の機動的な財政上の対応余地が狭められる。

国債や通貨の信認の低下などのリスクの増大

我が国の財政健全化目標とその変遷

- 平成2年度予算では特例公債の発行から脱却できましたが、阪神・淡路大震災への対応等により、平成6年度以降、特例公債の発行が復活し、現在まで続いています。
- その後、財政健全化目標（フロー）は、「特例公債脱却」から「国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化」に転換され、目標達成が目指されてきました。

昭和51年 5月14日	昭和50年代前期経済計画 (閣議決定)	特例公債脱却	昭和55年度までのできるだけ早期に特例公債に依存しない財政に復帰する。
昭和54年 9月3日	第88回臨時国会における 大平内閣総理大臣所信表明演説		昭和59年度までに特例公債依存から脱却することを基本的な目標として、財政の公債依存体質を改善する。
昭和58年 8月12日	1980年代経済社会の展望と指針(閣議決定)		昭和65年度（平成2年度）までに特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の改善を図る。
平成9年 12月5日	財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成10年6月5日改正、同年12月18日停止）	国・地方PBの 黒字化	平成15年度（改正後：17年度）までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比100分の3以下とする。一般会計の歳出は平成15年度（改正後：17年度）までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとする。
平成14年 6月25日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(閣議決定)		2010年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。
平成18年 7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(閣議決定)		① 2011年度（平成23年度）には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。 ② 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げを確保する。
平成21年 6月23日	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)		今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指す。まずは、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字（景気対策によるものを除く）の対GDP比を少なくとも半減させることを目指す。
平成22年 6月22日	財政運営戦略(閣議決定)		① 国・地方及び国単独の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。 ② 2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。
平成25年 6月14日	経済財政運営と改革の基本方針(閣議決定)		国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
平成27年 6月30日	経済財政運営と改革の基本方針2015(閣議決定)		国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
平成30年 6月15日	経済財政運営と改革の基本方針2018(閣議決定)	経済財政と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。	

骨太2021における財政健全化目標

2025年度

国・地方を合わせた
プライマリーバランス（PB）を黒字化

同時に

債務残高対GDP比の安定的な引下げ

骨太2022（6月7日閣議決定）のポイント

財政健全化目標

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、**状況に応じ必要な検証を行っていく。**

令和5年度予算編成に向けた考え方

令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあつてはならない。

参考（骨太2021）

- ・骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（**2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す**）を堅持する。
- ・2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う*。
 - ① **社会保障関係費**については、基盤強化期間においてその**実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる**ことを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、**その方針を継続**する。
 - ② 一般歳出のうち**非社会保障関係費**については、経済・物価動向等を踏まえつつ、**これまでの歳出改革の取組を継続**する。
 - ③ **地方の歳出水準**については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な**一般財源の総額**について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保**する。

* 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する等の新経済・財政再生計画において定めた取組についても、引き続き推進する。その際、英米などの諸外国において、財政出動を行う中でその財源を賄う措置を講じようとしていることも参考とする。

財政健全化に用いられるストック・フロー指標の関係

<ストックの指標>

○債務残高対GDP比

国や地方が抱えている借金の残高（国・地方の公債等残高）をGDPと比較して考える指標。経済規模に対する国・地方の債務の大きさを計る指標として、財政の健全性を図る上で重要視されます。

<フローの指標>

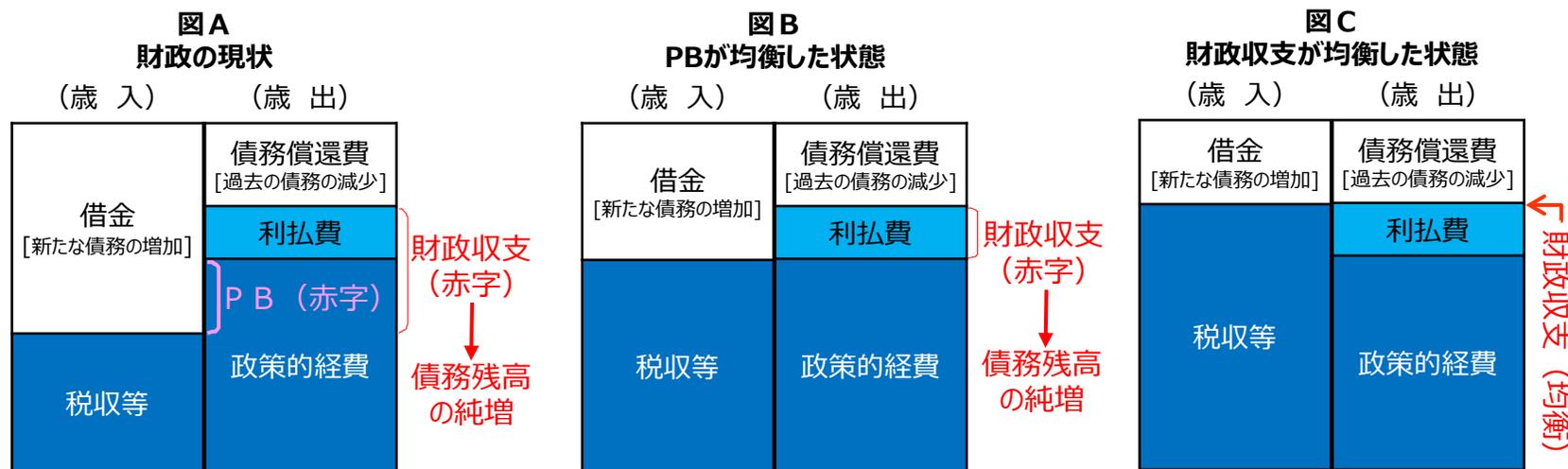
○財政収支（利払費を含めた収支）

（借金に頼らず） 税金等で、「政策的経費 + 過去の借金の利払費」のどの程度を賄えているかを示す指標。ちょうど賄えている状態（財政収支均衡）では、今年の借金は、過去の借金の元本返済（債務償還費）分にとどまり、債務残高は不変となります。債務残高を減少させるためには、財政収支黒字（税金等で、過去の借金の元本返済（債務償還費）も進める状態）となる必要があります。

○基礎的財政収支（プライマリー・バランス、利払費を除く収支）

税金等で、「政策的経費」のどの程度を賄えているかを示す指標で、利払費を除く分、財政収支よりも財政規律的には緩い概念。プライマリーバランスが均衡している状態では、今年の借金は、過去の借金の元本返済に加え、利払費まで含めた金額となるため、債務残高は利払費分だけ増加していきます。プライマリーバランスが赤字なら、それがさらに債務残高の増加につながります。

ストックの指標（「債務残高対GDP比」の安定的引下げ）との関係を考える場合、分子である債務残高の増加が、分母であるGDPの増加の範囲内に抑えられるか否かがカギとなり、次のページで説明するように、プライマリーバランスの水準、金利、成長率の関係がポイントとなります。



債務残高対GDP比の安定的引下げとフロー収支の改善の関係

- 債務残高対GDP比の変動要因は、(1)名目成長率と金利の大小関係、(2)プライマリーバランスの水準の2つ。
- このうち(1)については、長期金利が名目成長率を上回っている場合が多い。
- このため、債務残高対GDP比の安定的な引下げには、少なくとも名目成長率と名目金利が同程度であるという前提に立ち、フロー収支の改善（プライマリーバランスの黒字化）を目指すことが必要。

名目金利 (r) = 名目経済成長率 (g) で、PB赤字 = 0 であれば、債務残高対GDP比は一定

⇒ 債務残高対GDP比の安定的な引下げのためには、**プライマリーバランスの黒字化が必要**

$$\begin{array}{c} \text{(今期の)} \\ \text{債務残高} \\ \text{対GDP比} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{(前期の)} \\ \text{債務残高} \end{array} \times \begin{array}{c} (1 + \text{名目金利 (r)}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{(今期の)} \\ \text{PB赤字} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(前期の)} \\ \text{GDP} \end{array} \times \begin{array}{c} (1 + \text{名目成長率 (g)}) \end{array}}$$

基礎的財政収支 (PB) が均衡している状態において、

- 名目金利 (r) > 名目成長率 (g) の場合 債務残高対GDP比は増加
- 名目金利 (r) = 名目成長率 (g) の場合 債務残高対GDP比は一定
- 名目金利 (r) < 名目成長率 (g) の場合 債務残高対GDP比は減少

低金利下における財政運営

- 低金利環境においても、公債発行に依存せず、財政健全化を進めていくことが重要です。

「金利<成長率がいつまでも続く」との想定は過度に楽観的

- ✓ 過去の状況を見ると、金利が名目成長率を上回っている場合が多い。このまま金利が名目成長率を下回り続けるとの想定はあまりにも楽観的。
- ✓ そのため、少なくとも金利は名目成長率と同程度の前提に立つ必要があります。

債務残高対GDP比の安定的な引下げには、PB黒字化が必要

- ✓ 金利<成長率でも、毎年度のプライマリーバランスの赤字によって新たに追加される債務が大きければ、債務残高対GDP比の低下は望めません。

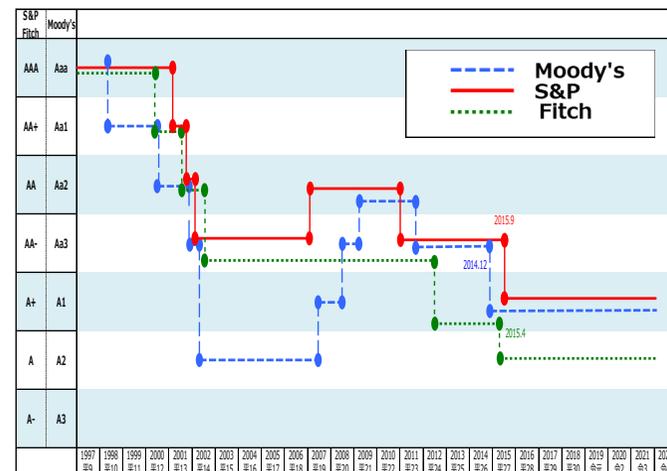
低金利の恩恵は日本の財政への信認が大前提

- ✓ 国債の信認と安定消化は財政健全化努力の賜です。「信認されているから健全化不要」との主張は本末転倒です。
- ✓ 国債の信認が失われれば、通貨の信認や金融機関の財務状況にも悪影響を及ぼします。たとえ、自国通貨建債務でも資本逃避のリスクが存在します。

日本の財政赤字は構造的要因

- ✓ 日本の財政赤字は、少子高齢化を背景とする社会保障関係費の増大という構造的なものが原因です。
- ✓ 「機動的な財政上の対応」を名目に、社会保障制度の持続可能性の確保という構造的な問題を放置すべきではありません。

主要格付け会社による日本国債格付けの推移

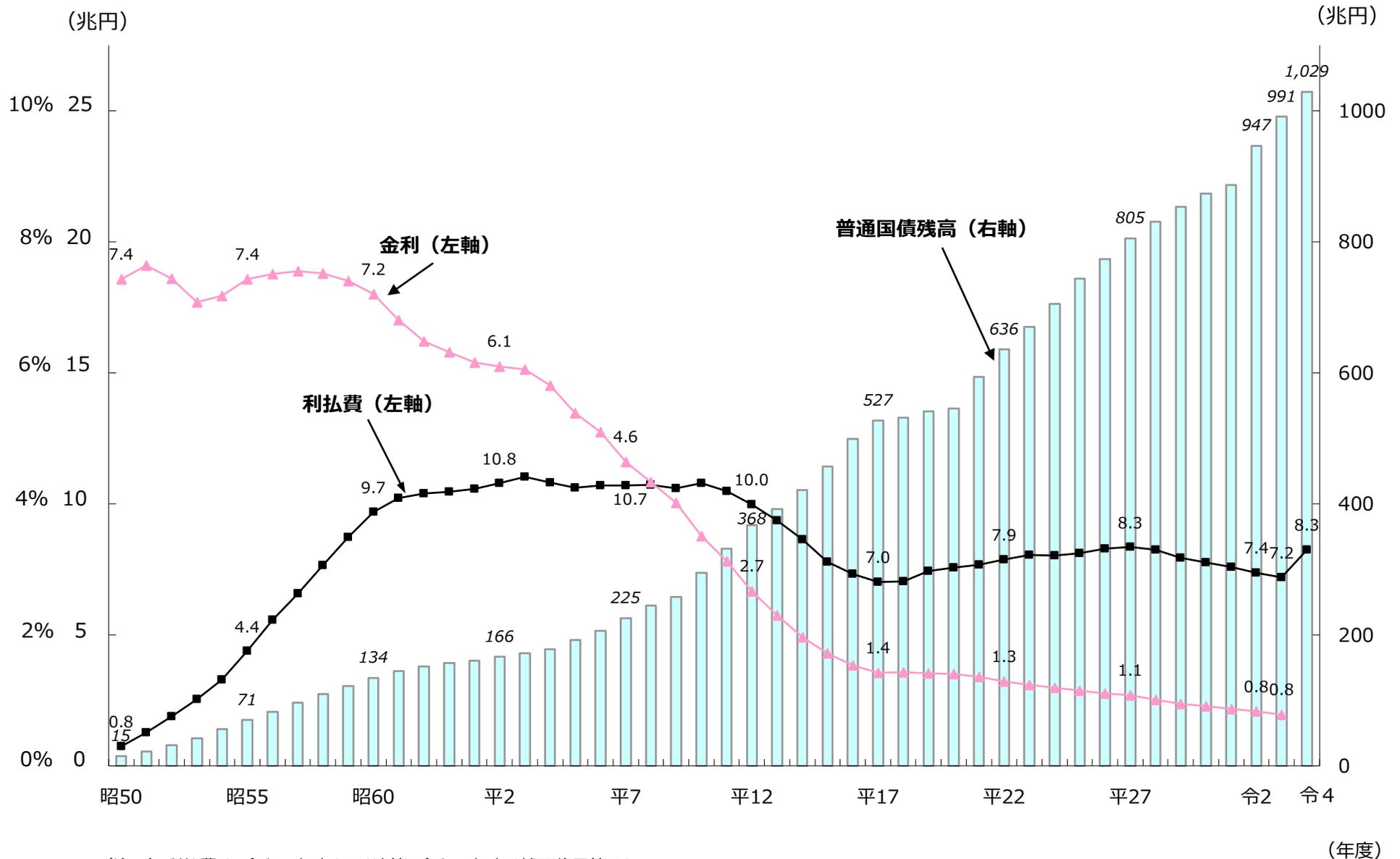


各国の格付け

(2022年3月9日時点)

	Moody's	S&P	Fitch
Aaa/ AAA	米国		米国
Aa1/ AA+		米国	
Aa2/ AA	フランス	フランス	フランス
Aa3/ AA-	英国	英国	英国
A1/ A+	日本	日本	
A2/ A			日本
A3/ A-			

利払費と金利の推移

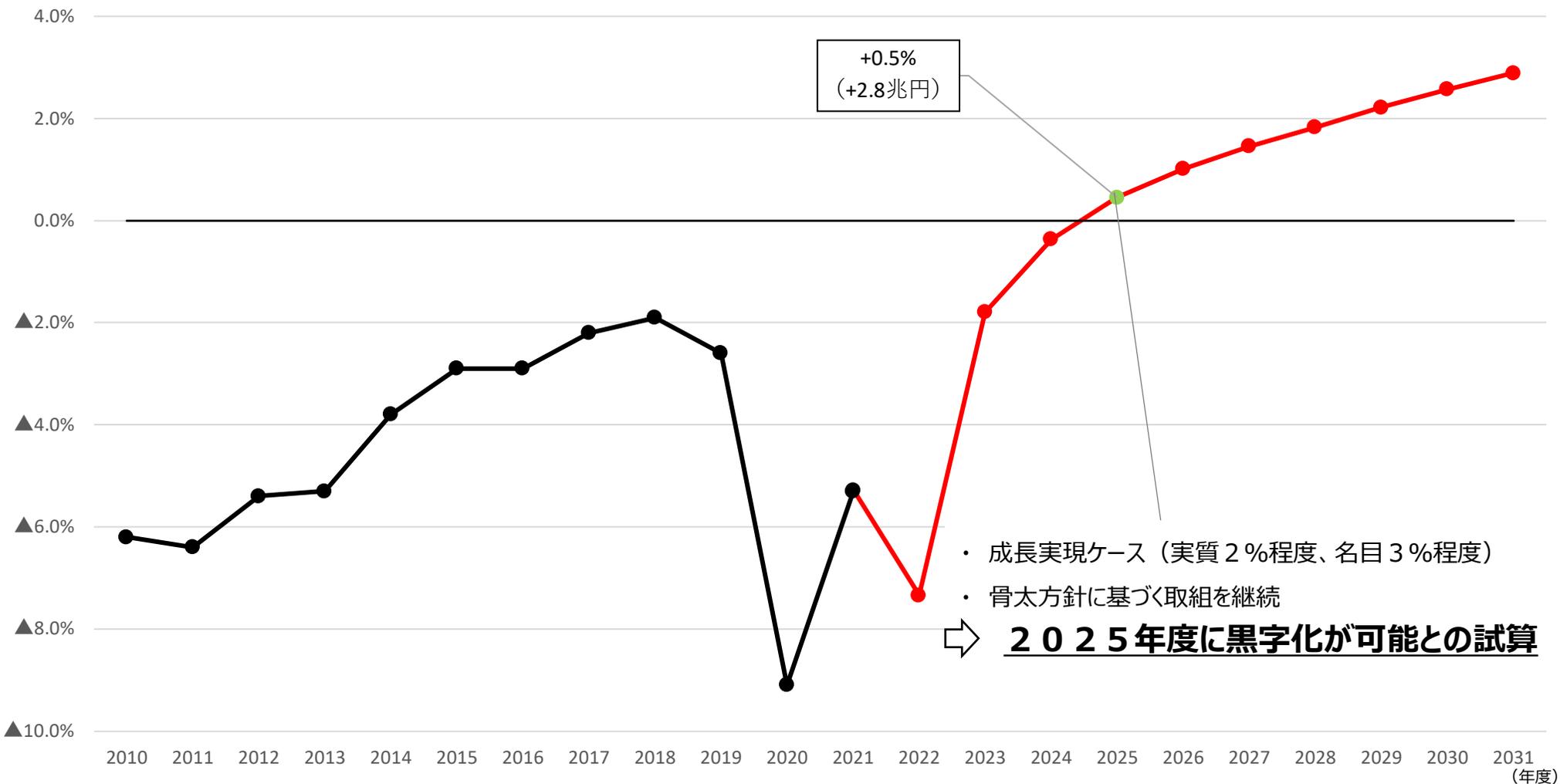


(注1) 利払費は、令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。
 (注2) 金利は、普通国債の利率加重平均の値を使用。
 (注3) 普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、令和4年度は補正後予算に基づく見込み。

内閣府の中長期試算（2022年7月）

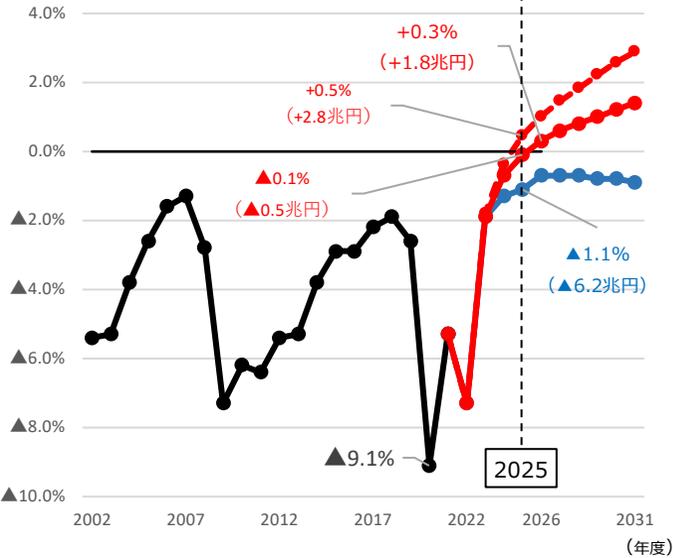
○ 中長期試算については、国・地方のPBについて、力強い成長が実現し、これまでの歳出効率化努力を継続した場合、2025年度に黒字化する姿が示されている。

プライマリーバランス（対GDP比）

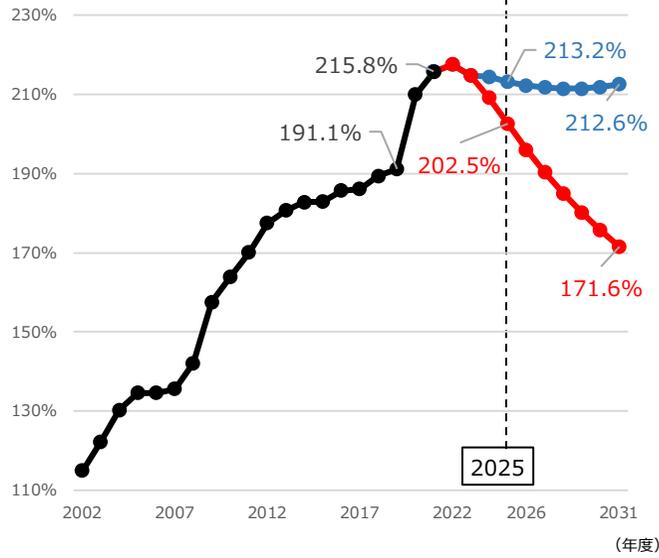


内閣府の中長期試算（2022年7月）

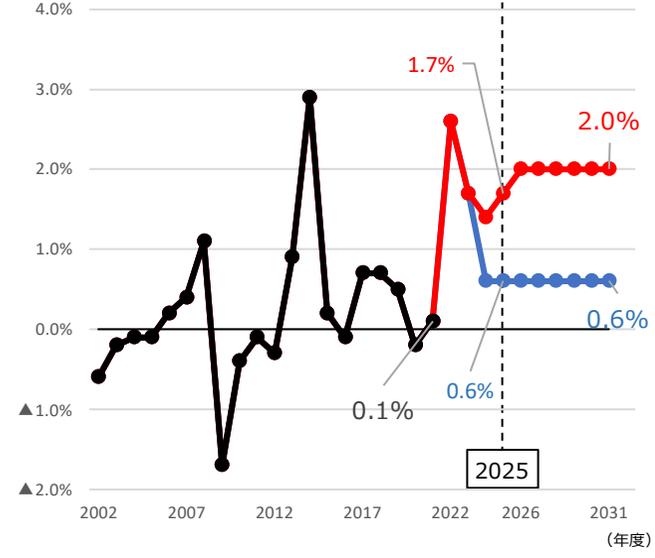
<国・地方プライマリーバランス（対GDP比）>



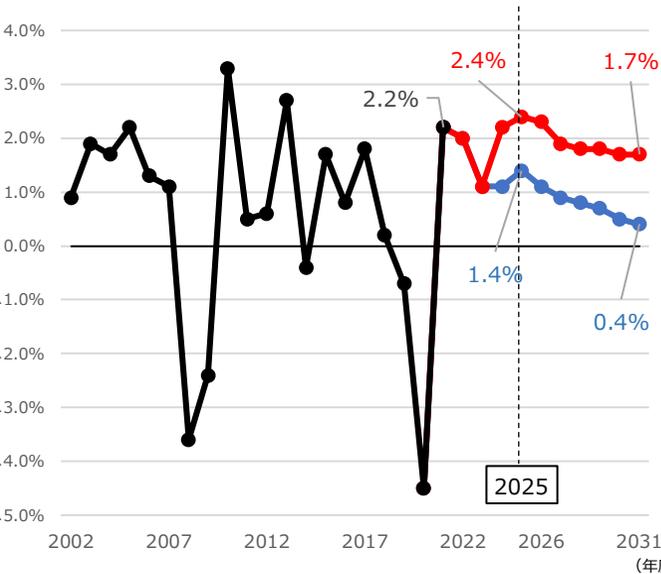
<公債等残高対GDP比>



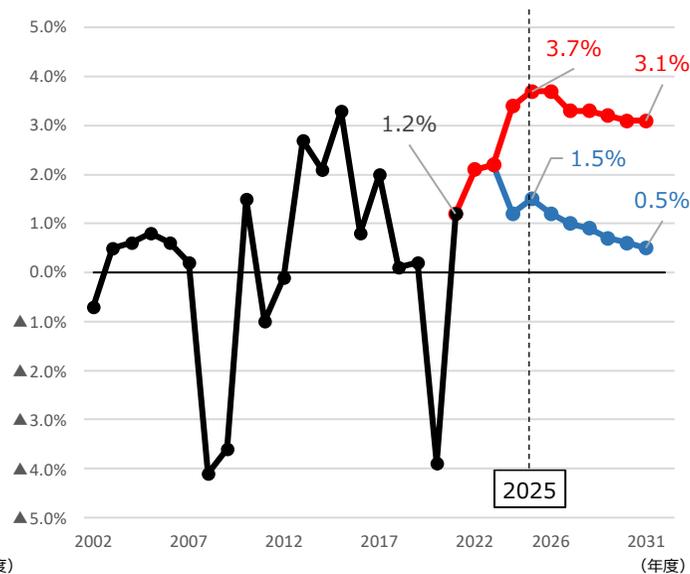
<消費者物価上昇率>



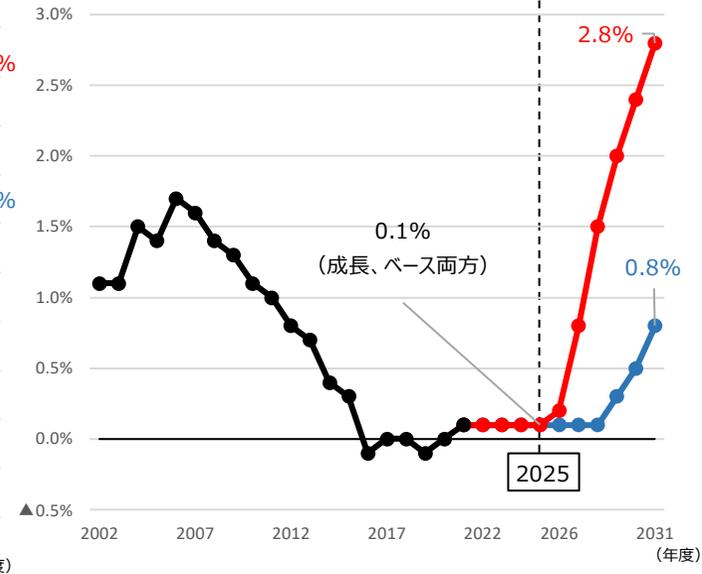
<実質経済成長率>



<名目経済成長率>



<名目長期金利>



●— 成長実現ケース ●- - 成長実現ケース(歳出改革込み) ●— ベースラインケース

○ 新型コロナウイルス感染症への対応により財政が悪化したことを受けて、諸外国では財政健全化に向けて検討を進めている。

<p>英国</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政健全化のため、大企業の法人税率を現行の一律19%から最高25%へ引上げ予定（2021年6月法案成立）。また、社会保障の充実に当たり、財源を医療・介護負担金の導入等で賄う改革を実施（2021年9月公表）。 ○ 2021年10月、スナク財務大臣は、「次の危機が来た時に対応する財政余力をもっておくために、財政を強化する必要がある」と演説し、公的部門の経常的収支を2024年度までに均衡させること等を定めた新たな予算責任憲章を公表。 ※ 2020年7月に、外食、ホテル及び映画館等の一部の品目について、適用する税率を標準税率20%から軽減税率5%へと引き下げたが、2021年10月から当該品目の軽減税率を12.5%に引き上げ、2022年4月には標準税率20%に戻している。
<p>EU</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防的措置における中期財政目標：毎年の財政収支の均衡（又は構造的財政収支対GDP比▲0.5%以内）。 ○ 是正的措置における基準値：毎年の財政収支対GDP比▲3%以内、債務残高対GDP比60%以下。 ※ 上記のルールは現在も適用されており、コロナ対応のため、逸脱した場合の制裁措置の適用を一時的に停止することとしている。 ○ コロナ危機からの経済復興に当たり、加盟国のグリーン・デジタル移行等を支援するための「次世代EU」資金（8,069億ユーロ）は、EU共同債を発行することで資金調達されるが、プラスチック賦課金や排出権取引制度の拡張などにより財源が確保される仕組み。
<p>ドイツ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連邦政府の財政収支は原則均衡というのが憲法上のルール。 ○ 2020～22年はコロナ対応のため、7年ぶりに新規公債を発行。ただし、この公債については、憲法の規定に基づき、2058年までの償還計画を併せて公表。また、2023年からは財政収支均衡原則を再び遵守する予定。 ※ 2020年7月に付加価値税率を引き下げた（標準税率：19%→16%、軽減税率：7%→5%）が、2021年1月に元の税率に戻している。
<p>フランス</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機に起因する債務を明確にし償還を行っていくため、2022年予算法において、一般会計のコロナによる財政赤字拡大分に相当する債務（1,650億€）を区分し、「公債公庫」を通じて2042年までに償還するとされている。 ○ 3月17日、マクロン大統領は4月の仏大統領選に向けて公約を発表。記者会見において、2026年から債務残高対GDP比を低下させ、2027年に財政赤字対GDP比を3%以下にする旨を発言。
<p>米国</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ピアズユーゴー原則を法定。新規の施策の導入等に際しては、それに見合う財源を確保することが必要。 ○ 2021年11月に成立した「超党派インフラ法」（5年間で5,500億ドル規模の新規支出）は、補助金延期や手数料等により財源を確保。 ○ ビルド・バック・ベター法案（10年間で1.7兆ドル規模）は、議会で議論中であるが、税制改革等による必要な財源の確保を併せて検討。 ○ 2022年3月の大統領予算教書は、経済成長や安全保障のための投資を行う一方で、法人税率の引上げ等により、その財源調達及び財政赤字の削減を行うことを提案。

4. 令和4年度予算について

令和4年度予算のポイント

令和3年度補正予算と一体として、

- ・ 新型コロナ対策に万全を期しつつ、
- ・ 「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るための予算。

感染拡大防止

- 令和3年度補正予算において、医療提供体制の確保、ワクチン接種体制の整備、治療薬の確保等を措置するとともに、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備え、令和4年度予算においても**コロナ予備費5兆円**を措置。

成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現

成長戦略

- 「**科学技術立国**」の観点から、過去最高の科学技術振興費（13,788億円）を確保し、**デジタル、グリーン、量子、AI、宇宙、次世代半導体**等の研究開発を推進、**博士課程学生**への支援を充実。
- 「**デジタル田園都市国家構想**」の実現に向け、**デジタル庁**について、情報システム関係予算の一括計上等を推進（4,720億円）。地方向け交付金（1,660億円（3年度補正含む））により、**自治体の創意によるデジタル技術の実装**等を幅広く支援。**デジタル推進委員**を全国に展開。
- 「**経済安全保障**」について、**量子暗号通信**の研究開発の推進や、**重要技術の管理体制**等を強化。

分配戦略

- 新型コロナ医療対応等を行う医療機関の**看護職**の方、**介護、保育、幼児教育**などの現場で働く方について、診療報酬等による対応を通じて、**給与を3%引上げ**。
- デジタルなど**成長分野を支える人材育成**や**非正規労働者のステップアップ、円滑な労働移動**を支援するなど、3年間で4,000億円規模の施策パッケージに向けて、**人への投資を推進**。（労働保険特別会計1,019億円）
- 「**下請けいじめゼロ**」等を実現するため、**下請Gメンを倍増**（120→248名）し、全国の下請中小企業へのヒアリング等、**監督体制**を強化。

メリハリの効いた予算

- 「**骨太方針2021**」で定めた**取組を継続**。同時に、**予算の単年度主義の弊害是正**など予算の質も向上。
 - ・ 社会保障関係費 +4,400億円程度（高齢化による増（年金スライド分除く））
 - ・ 非社会保障関係費 +330億円（これまでの取組の継続）
- 新規国債発行額を減額。（令和3年度（当初）：43.6兆円 ⇒ 令和4年度：36.9兆円）

令和4年度予算フレーム

【歳出・歳入の状況】

(単位：億円)

	3年度予算(当初)	4年度予算	3'→4'	備考
(歳出)				
一 一般歳出	669,023	673,746	4,723	
社会保障関係費	358,343	362,735	4,393	
社会保障関係費以外	260,681	261,011	330	
新型コロナウイルス感染症対策予備費	50,000	50,000	-	
地方交付税交付金等	159,489	158,825	△664	
国債費	237,585	243,393	5,808	
うち債務償還費(交付国債分を除く)	147,317	156,325	9,008	
うち利払費	85,036	82,472	△2,563	
計	1,066,097	1,075,964	9,867	
(歳入)				
税収	574,480	652,350	77,870	○ 公債依存度34.3%
その他の収入	55,647	54,354	△1,293	○ 建設公債 令3：6兆3,410億円 → 令4：6兆2,510億円 特例公債 令3：37兆2,560億円 → 令4：30兆6,750億円
公債金(歳出と税収等との差額)	435,970	369,260	△66,710	○ 財政収支赤字(利払費相当分と政策的支出による赤字相当分の公債金の合計)は、21.3兆円。
債務償還費相当分(交付国債分を除く)	147,317	156,325	9,008	
利払費相当分	85,036	82,472	△2,563	
政策的支出による赤字相当分(基礎的財政収支赤字)	203,617	130,462	△73,155	
計	1,066,097	1,075,964	9,867	

(注1) 3年度予算は、4年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 税収には印紙収入を含む。

(注4) 公債金の分類は基礎的財政収支や財政収支の観点から行ったものであり、公債金による収入が直ちに債務償還費や利払費に充当されることを意味するものではないことから、「相当分」としている。

【普通国債残高等の状況】

(単位：兆円)

	3年度末見込み (3年度当初予算ベース)	4年度末見込み (4年度予算ベース)	3'→4'	備考
普通国債残高	990.3	1,026.5	36.2	○ 財政収支赤字 21.3兆円程度 3年度補正予算における公債追加 22.1兆円程度 3年度補正予算における剰余金繰入れによる償還 △2.3兆円程度 発行実績の反映等 △4.9兆円程度 合計 36.2兆円程度
名目GDP	559.5	564.6	5.1	
普通国債残高/GDP比	177.0%	181.8%	4.8%	
(参考) 国債発行予定額	191.0	190.0	△1.0	
うち一般会計における発行額	43.6	36.9	△6.7	
うち国債整理基金特別会計における発行額	147.2	152.9	5.7	

(注) 名目GDPは当該年度における政府経済見通しによる年度値。

<経済指標>

	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績見込み)	令和4年度 (見通し)
名目GDP成長率	2.7%	2.1%	3.3%	0.8%	2.0%	0.1%	0.2%	▲3.9%	1.7%	3.6%
名目GDP	512.7兆円	523.4兆円	540.7兆円	544.8兆円	555.7兆円	556.3兆円	557.3兆円	535.5兆円	544.9兆円	564.6兆円
実質GDP成長率	2.7%	▲0.4%	1.7%	0.8%	1.8%	0.2%	▲0.7%	▲4.5%	2.6%	3.2%
消費者物価上昇率	0.9%	2.9%	0.2%	▲0.1%	0.7%	0.7%	0.5%	▲0.2%	▲0.1%	0.9%
完全失業率	3.9%	3.5%	3.3%	3.0%	2.7%	2.4%	2.3%	2.9%	2.8%	2.4%

(注1) 平成27年基準(2008SNA)による。

(注2) 令和3年度及び令和4年度は、「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和3年12月23日閣議了解)による。

<財政指標(一般会計)>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般歳出	54.0兆円	56.5兆円	57.4兆円	57.8兆円	58.4兆円	58.9兆円	62.0兆円	63.5兆円	66.9兆円	67.4兆円
税収 ※()は消費税率引上げに伴う増収分(国税部分)	43.1兆円	50.0兆円 (4.5兆円)	54.5兆円 (6.2兆円)	57.6兆円 (6.3兆円)	57.7兆円 (6.3兆円)	59.1兆円 (6.4兆円)	62.5兆円 (7.9兆円)	63.5兆円 (10.2兆円)	57.4兆円 (9.5兆円)	65.2兆円 (10.0兆円)
公債金収入	42.9兆円	41.3兆円	36.9兆円	34.4兆円	34.4兆円	33.7兆円	32.7兆円	32.6兆円	43.6兆円	36.9兆円
基礎的財政収支赤字	23.6兆円	18.3兆円	13.7兆円	11.1兆円	11.2兆円	10.7兆円	9.5兆円	9.6兆円	20.4兆円	13.0兆円
公債依存度	46.3%	43.0%	38.3%	35.6%	35.3%	34.5%	32.2%	31.7%	40.9%	34.3%

(注1) 計数は当初予算ベース。公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

(注2) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

(注3) 平成26年度から平成30年度の消費税率引上げに伴う増収分は5%から8%への引上げに伴うもの。令和元年度から令和4年度については、5%から10%への引上げに伴うもの。

(注4) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(注5) 令和2年度以前の基礎的財政収支赤字は、令和3年度予算における基礎的財政収支の考え方にに基づき、遡及改定。

各歳出分野の特徴①

【社会保障】

- 新型コロナへの対応を引き続き推進しつつ、これまでに決定した制度改革（後期高齢者医療の患者負担割合の見直し・被用者保険の適用拡大等）を着実に実施。**社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる**という方針を達成（+4,400億円程度（年金スライド分除く））。
- **診療報酬改定**においては、**看護の処遇改善**と**不妊治療の保険適用**を実現するとともに、通院負担の軽減につながる**リフィル処方箋の導入**等により**メリハリある改定**を行い、国民の保険料負担を抑制。また、**介護・障害福祉、保育等の処遇改善**を推進。
※ 診療報酬：0.43% 薬価：▲1.35% 材料価格：▲0.02%
- **雇用保険の国庫負担**について、失業等給付は現行の負担割合を維持しつつ、**雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた負担割合の引上げや一般会計からの任意繰入を行う仕組みとする**。また、求職者支援制度は被保険者以外に対するセーフティネット機能強化の観点から国庫負担割合を引上げ（5%→27.5%）。

【科学技術・教育】

- 「**科学技術立国**」の観点から、**過去最高の科学技術振興費**（13,788億円）を確保。**デジタル・グリーン・量子・AI・宇宙・次世代半導体**等の研究開発を推進。**博士課程学生の処遇向上**に向けた支援を充実（+約1,000人の拡充）。
- 小学校高学年の理科・算数等の教科における「**教科担任制**」の推進等を図るとともに、**外部人材の活用**（174億円）等により教員が授業等に注力できる環境を整備。

【デジタル・地方創生（デジタル田園都市国家構想）】

- **デジタル庁**について、情報システム関係予算の一括計上等を進め、**デジタル社会形成の司令塔機能を強化**（4,720億円）。
- **地方創生推進交付金1,000億円のデジタル重点化**を進め、補正予算で措置したデジタル田園都市国家構想推進交付金等と併せ、**自治体の創意によるデジタル技術の実装・地域の課題解決を支援**。
- 光ファイバ、5G基地局など**地方のデジタル基盤を整備**。「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の下、**デジタル推進委員**を展開し、スマホの利用方法やオンライン行政手続について**高齢者等に対する講習会の地方開催を拡充**。

【経済安全保障】

- **経済安全保障**の確保の観点から、**量子暗号通信**の研究開発、**重要技術の管理体制、サイバーセキュリティ対策**を強化するとともに、**安全・安心に関するシンクタンク機能**の立上げなどを推進。
- 令和3年度補正予算においても、先端半導体の国内生産拠点確保、**経済安保重要技術育成プログラム**などを措置。

各歳出分野の特徴②

【公共事業】

- 公共事業関係費について、安定的に確保(6兆575億円)。その中で、ドローン点検等を活用した老朽化対策や土地利用規制・避難計画等のソフト対策を強化した治水・地震対策など、**防災・減災、国土強靱化への重点化**を推進。
- **単年度主義の弊害是正**に向け、国庫債務負担行為を新規に約2.1兆円設定することにより、施工時期の平準化を図るとともに、複数年にわたる重要インフラの計画的な整備を円滑化。

【農林水産】

- **農林水産物・食品の輸出5兆円目標**の実現に向け、重点品目を中心として、品目別の輸出促進団体の組織化等への支援、輸出産地・事業者の育成、海外の食品規制への対応などを総合的に推進。米について、輸出用米・野菜等の高収益な作物への作付転換を含め、令和4年産米の需要に応じた生産を推進。

【エネルギー・環境】

- **2050年カーボンニュートラル目標**等の達成に向けて、太陽光、洋上風力、地熱等の再生可能エネルギーの導入、クリーンエネルギー自動車の導入や、水素、アンモニア等の実用化・普及に向けた研究開発を加速(約1,000億円)。脱炭素に意欲的に取り組む自治体を継続的・包括的に支援するための交付金を創設(200億円)。

【外交・防衛】

- 戦略的外交を推進するための外交・領事実施体制や対外発信を強化。**ODAは、新型コロナウイルス感染症の国際的な収束や、気候変動対策を含む開発・人道支援**ニーズ等に貢献していくための協力を重点化。低所得国向けのワクチンの普及や医療提供体制を含む新型コロナウイルス対応支援のため、**IDA(国際開発協会)の1年前倒し増資**に貢献。
- **防衛関係**については、緊迫化する国際情勢を踏まえ、初めて5.4兆円規模の予算を確保。令和3年度補正予算と合わせて、**ミサイル防衛や南西地域の島嶼部の防衛**のほか、**宇宙・サイバー・電磁波**といった新領域の能力強化を推進。

【復興】

- 復興のステージに応じた被災地のニーズにきめ細かく対応。**心のケア等の被災者支援**や、原子力災害被災地域における中間貯蔵施設の整備等、**帰還・移住等の促進、風評の払拭**などの本格的な復興・再生に向けた取組を推進。「創造的復興」実現のため**国際教育研究拠点**の整備などの取組を推進。

【地方財政】

- 地方団体に交付される地方交付税交付金は18.1兆円(+0.6兆円)。国・地方の税収回復により、**臨時財政対策債**の発行を大幅に縮減(▲3.7兆円)しつつ、**一般財源総額**を適切に確保。

主要経費別内訳

(単位:億円)

	3年度予算 (当初)	4年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	669,023	673,746	+4,723	+0.7%	
社会保障関係費	358,343	362,735	+4,393	+1.2%	
文教及び科学振興費	53,925	53,901	▲24	▲0.0%	人事院勧告の反映による義務教育費国庫負担金の減：▲239億円等
うち科学技術振興費	13,638	13,788	+150	+1.1%	
恩給関係費	1,450	1,221	▲228	▲15.7%	
防衛関係費	53,145	53,687	+542	+1.0%	中期防対象経費：+1.1%(その他の事項経費を含む。)
公共事業関係費	60,549	60,575	+26	+0.0%	
経済協力費	5,108	5,105	▲3	▲0.1%	国際的に支払約束をした拠出金の払込満了に伴う減：▲6億円等
(参考)ODA	5,599	5,612	+12	+0.2%	
中小企業対策費	1,726	1,713	▲13	▲0.8%	貸出動向等を踏まえた信用保証制度関連予算の減：▲21億円等
エネルギー対策費	8,891	8,756	▲135	▲1.5%	感染症の影響等によるエネルギー対策特会出資先の事業進捗状況等を踏まえた繰入の減：▲125億円等
食料安定供給関係費	12,723	12,701	▲21	▲0.2%	農業共済の掛金率改定に伴う国庫負担の減：▲13億円等
その他の事項経費	58,164	58,350	+186	+0.3%	
予備費	5,000	5,000	-	-	
新型コロナウイルス感染症対策予備費	50,000	50,000	-	-	
地方交付税交付金等	159,489	158,825	▲664	▲0.4%	一般財源総額について前年度と実質的に同水準を確保
国債費	237,585	243,393	+5,808	+2.4%	公債残高の増加に伴う債務償還費の増等
合計	1,066,097	1,075,964	+9,867	+0.9%	

(注1) 3年度予算は、4年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。「(参考)ODA」の「3年度予算(当初)」欄の計数は、令和4年度からODAの対象外となる経費(80億円)の影響を除いている。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

予算の質の向上

予算の単年度主義の弊害是正

- **公共事業**について、**国庫債務負担行為**を新規に約2.1兆円設定することにより、施工時期の平準化を図るとともに、**複数年にわたる重要インフラの計画的な整備**を円滑化。
データセンターの地方立地促進のための基盤整備事業について、複数年にわたる事業を安定的に実施するために、国庫債務負担行為を活用し、あらかじめ必要な事業規模を確保。（令和4～7年度の4年総額455億円）
- **科学技術**や**経済安全保障**の分野について、事業の性質を踏まえつつ、**基金を活用**するなど、複数年にわたる支援を実施。（経済安全保障重要技術育成のための基金新設（約2,500億円）、先端半導体の生産基盤整備のための基金新設（約6,200億円）、ワクチン開発・生産体制強化のための基金活用（約7,400億円） ※令和3年度補正予算）

デジタル化の推進による効率化

- 各府省のLAN・ネットワーク環境について、**新たな府省間ネットワーク**（GSS：ガバメントソリューションサービス）へ順次移行し、高速・大容量・安価なネットワーク環境を実現。
- **登記情報のデータベース拠点**を現状の4拠点から1拠点到**集約**。機器の借料・保守費、運用支援経費・アプリケーション保守経費などを効率化。（令和7年度から5年間で▲24億円の削減効果）

政策目的に応じたインセンティブ機能の導入

- 被災地域からの移転を前提とした復興まちづくり計画に基づき、被災インフラの原形復旧より費用を抑えて防災事業を行う場合に、住宅等の移転支援の要件を緩和。財政負担の軽減を図りつつ、**自治体による迅速かつ柔軟な復興**を支援。
- 文化関係4独法（※）の運営費交付金について、競争的資金枠（総計約3億円、交付金合計の1%程度）を設け、自己収入の増加率（実績値）に応じて再配分することにより、**民間資金等の多様な収入源の確保**を促進。
（※）国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会

防衛力整備の効率化・合理化

- **防衛装備品**の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や、長期契約の活用、原価の精査等による調達最適化などを図ることにより、**▲4,390億円の効率化・合理化**効果を実現。

新経済・財政再生計画 改革工程表2021の概要

「改革工程表」のKPIを活用し、経済・財政一体改革の進捗管理や成果の評価を行い、改革工程表を改定。

歳出分野	主な事項
社会保障分野	<ul style="list-style-type: none">➤ 地域医療構想の実現のため、第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向け、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを実施。あわせて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し、検討状況の定期的な公表を都道府県に求める。➤ 保険者協議会の機能強化なども含めた医療費適正化計画の在り方の見直しについて、骨太の方針2021に基づき、2024年度から始まる第4期医療費適正化計画に対応する都道府県医療費適正化計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。➤ 中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われる後期高齢者医療制度の在り方の検討を進めるとともに、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。
社会資本整備等	<ul style="list-style-type: none">➤ 国土交通省におけるICT施工の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上（作業時間短縮効果から算出）を2024年度に実現するなど、ICT施工により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。➤ 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、災害ハザードエリアからの移転の促進など、立地適正化計画の運用の更なる改善を図る。効率的・効果的な老朽化対策、デジタル化・スマート化の推進のため、2022年度内に個別施設計画の100%策定を目指すとともに、メンテナンスのPDCAサイクルを確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換するため、内容の充実・更新を推進。➤ PPP/PFIの推進のため、2022年度以降の新たな事業規模目標を設定。あわせて、PPP/PFIが活用される地域と分野を大幅に拡大。また、「優先的検討規程」を2023年度までに人口10万人以上の団体で100%策定を目指す。
地方行財政改革等	<ul style="list-style-type: none">➤ 自治体のDX計画に基づく取組を推進するため、デジタル人材確保を目的として、市町村によるCIO補佐官等の外部人材の任用等の取組について、令和3年度から創設した財政措置を活用し支援。AI・RPAの利用について、外部人材による支援等により自治体の実装を支援し、2022年度までに導入地域数が600団体となることを目指す。➤ 自治体の多様な広域連携の推進等のため、各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのKPIの設定状況や取組状況を把握し、優良事例等の各圏域へのフィードバックを行う。広域連携の取組内容の深化等の観点から、複数の市町村で計画の共同策定を可能とするよう必要な措置を講じる。共同策定が可能な計画について、2022年度までに200計画となることを目指す。
文教・科学技術	<ul style="list-style-type: none">➤ 大学改革の推進及び教育の情報化を加速させるべく、寄付金収入の増加（年平均5%）などのKPIを更新・追加するとともに、GIGAスクール構想のエビデンス整備に向け、児童生徒の能力に関するKPIを検討。全国学力・学習状況をCBT化（コンピュータの活用による調査実施）等により教育分野でのデジタル化を推進。➤ 第6期科学技術・イノベーション計画の推進による科学技術立国の実現のため、10兆円規模の大学ファンドによる支援の工程管理を盛り込み、2021年度中の議論のまとめを踏まえて指標等を検討。スタートアップ創出・成長の支援等を取組に加えるとともに、時価総額10億ドル以上のベンチャー企業創出数（2025年度までに50社）をKPIとして追加。➤ 健康増進や経済・地域活性化も見据えた総合的なスポーツ施策の推進のため、政策目標、KPI及び取組を全面的に見直し、環境整備、健康増進や経済・地域活性化等への貢献を推進。
基金事業のPDCA強化	<ul style="list-style-type: none">➤ 科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に取り組む基金事業について、PDCAを強化するため、原則四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表などの枠組みを2021年度末までに構築し、その枠組みに基づく評価を2022年度以降実施。

令和4年度診療報酬・薬価等改定

診療報酬

+0.43% (国費+292億円※)
※令和4年度予算額、以下同じ

- ① **看護職員の処遇改善**(消費税増収分を活用) **+0.20%**
 新型コロナ医療対応等を行う医療機関の看護職の給与の3%引上げを実現。(9月までは1%引上げを補助金で対応)
- ② **リフィル処方箋の導入** **▲0.10%**
 医療機関に行かずとも、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を構築し、患者負担を軽減。
- ③ **不妊治療の保険適用**(消費税増収分を活用) **+0.20%**
 保険適用により、適切な医療の評価を通じて、子供を持ちたいという方々への、不妊治療に対する安心と安全を確保。
- ④ **小児の感染防止対策加算措置(医科分)の期限到来** **▲0.10%**
 歯科・調剤分については、引き続き感染防止等の対応に充当。
- ⑤ **その他本体改定率** **+0.23%**

各科改定率	医科	+0.26%
	歯科	+0.29%
	調剤	+0.08%

薬価等

- ① **薬価** **▲1.35%** (国費▲1,553億円)
※ うち、不妊治療の保険適用(消費税増収分を活用)
 +0.09%(国費+45億円)
- ② **材料価格** **▲0.02%** (国費▲17億円)

制度改革事項 (効率的な医療提供体制の整備等)

新型コロナ感染拡大により明らかになった課題等に対応するため、診療報酬等に関し、良質な医療を効率的に提供する観点から、以下の改革を着実に進める(大臣合意事項)。

- ① 看護配置7対1の入院基本料を含む入院医療の評価の適正化
- ② 在院日数を含めた標準化に資するDPC制度の算定方法の見直し等の更なる包括払いの推進
- ③ 医師の働き方改革に関する加算の実効性を向上させる見直し
- ④ 外来の機能分化につながるよう、かかりつけ医機能に係る措置の実態に即した適切な見直し
- ⑤ 費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制加算の見直し
- ⑥ 多店舗を有する薬局等の評価の適正化
- ⑦ 薬剤給付の適正化の観点からの湿布薬に対する処方の適正化

◆過去改定率の推移

	2014 (H26)	2016 (H28)	2018 (H30)	2020 (R2)	2022 (R4)
診療報酬改定率	+0.1%	+0.49%	+0.55%	+0.55%	+0.43%
薬価等改定率	▲1.36%	▲1.33%〔▲1.82%〕	▲1.45%〔▲1.74%〕	▲1.00%〔▲1.01%〕	▲1.46%〔▲1.37%〕

※消費税引き上げに伴う改定分は除く。薬価のみの改定(2019年度、2021年度)は除く。

(注) 2016年度、2018年度、2020年度及び2022年度の〔〕書きには、市場拡大再算定等の新たに行われた制度改革(2022年度は不妊治療の保険適用等)の影響を含む。48

災害リスクが高い地域の人口動態の可視化

令和4年5月25日
財政制度等審議会建議参考資料

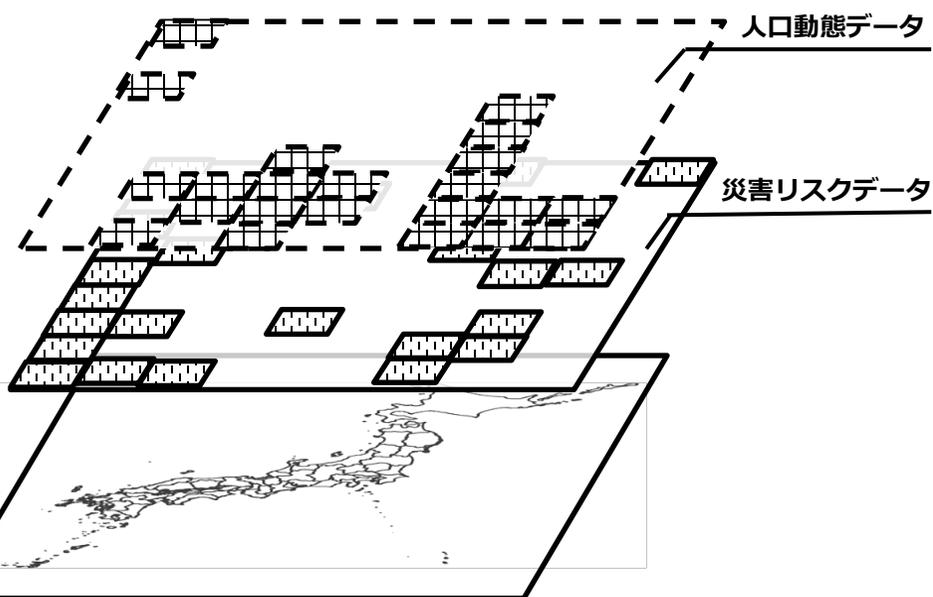
- 従来のハザードマップの公表状況に加え、洪水浸水想定区域内の人口動態の変化を地図上で可視化するツールを国土交通省において開発し、本年6月から順次公表予定。
- こうしたツールを通じ、地方公共団体による適切な土地利用規制の促進をはじめ、災害リスクの低い地域への居住・立地誘導に向けた政策のPDCAサイクルをしっかりと回していくべき。

財審建議（令和3年5月）（抄）

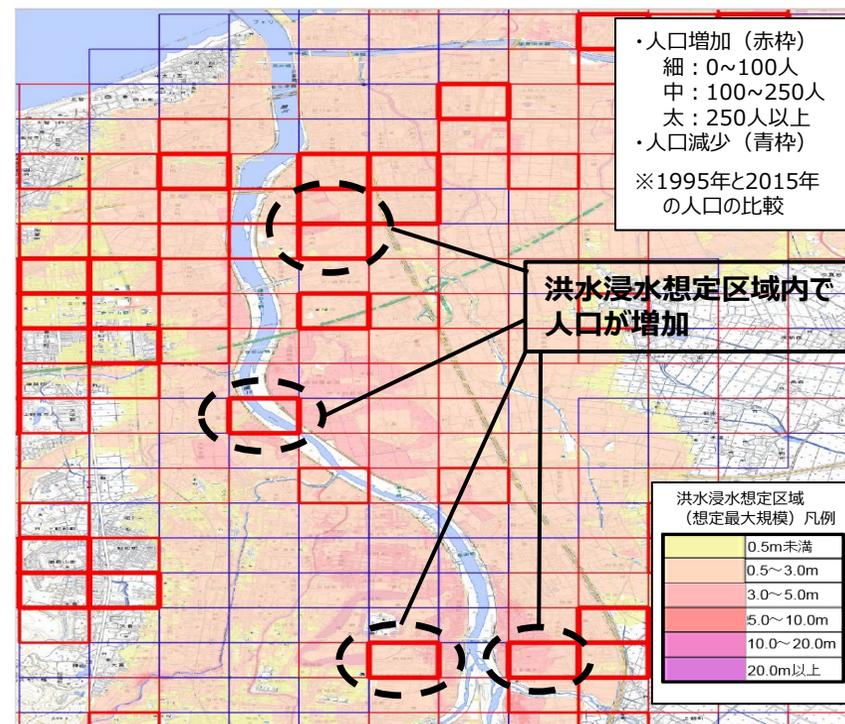
地方公共団体の適切な土地利用規制を促進するため、現在、国土地理院が行っているハザードマップの公表状況に加え、洪水浸水想定区域内の人口動態の変化の表示を含め、関係者の認識を促すための方策を令和4年度（2022年度）までに検討すべきである。

〈 災害エリアにおける人口動態データの見える化イメージ 〉

- ・人口動態データと災害リスクデータを同一地図上に重ねて表示



（出所）国土交通省資料を基に作成



（出所）国土交通省資料を基に作成

- 頻発する豪雨災害と異なり、巨大地震による津波といった、発生頻度が低いものの被害が甚大な大規模災害については、地方公共団体によるソフト対策が未だ不十分であり、住民の防災意識も高まりづらい。
- いつ発生してもおかしくない巨大地震に対して、何より住民の生命の安全が可及的速やかに担保されるよう、津波避難の実効性を高める地方公共団体のソフト対策をハード整備の要件とすることを検討すべき。

津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波と対策の考え方

二つのレベルの津波を想定

- 発生頻度は極めて低いものの、**甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (L2)**
・住民等の生命を守ることを最優先とし、**住民の避難を軸**に、とりうる手段を尽くした**総合的な津波対策を確立**
- 比較的発生頻度は高く、津波高は低いものの**大きな被害をもたらす津波 (L1)**
・人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

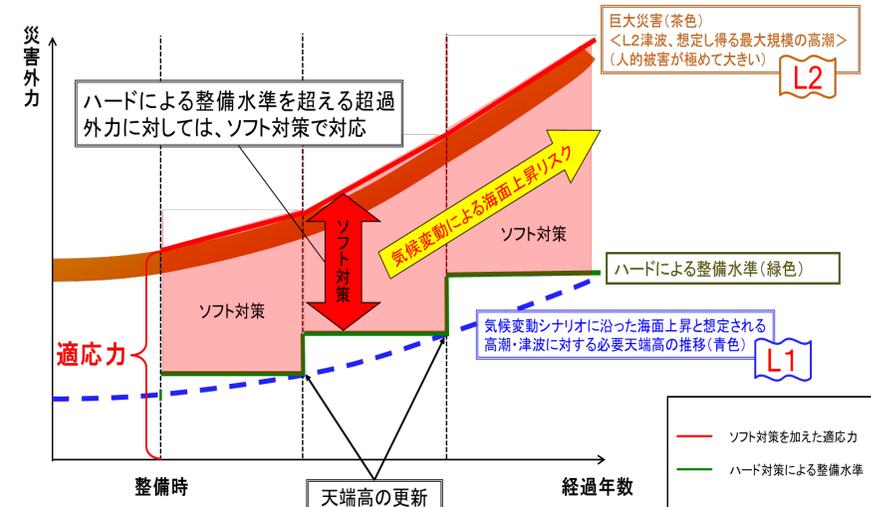
(出所) 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告(平成23年9月28日)を基に作成

国民の防災意識の向上

市町村合併による市町村エリアの広域化、地方公共団体数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にあり、**災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、国民一人一人が防災・減災意識を高め、具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。**

(出所) 令和3年版防災白書(内閣府)

災害外力と適応力



(出所) 農林水産省・国土交通省資料を基に作成

地域ごとの津波避難計画及び避難困難区域の状況^{※1}

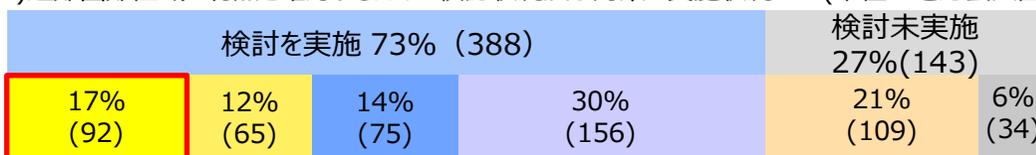
※1 津波による被害が想定される地方公共団体(675団体)に対する調査

(1) 地域ごとの津波避難計画^{※2}の策定状況(単位: 地方公共団体)



※2 自主防災組織や地方公共団体等、住民参加により地域の実情を踏まえて作成する、市町村内の地域ごとの避難行動を定めた計画、避難マップ等

(2) 避難困難区域の有無を確認するための検討状況及び対策の実施状況^{※3}(単位: 地方公共団体)

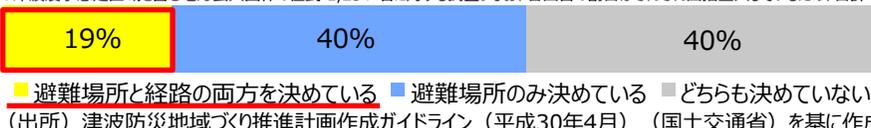


※3 「困難地域がないことが事実」と回答した地方公共団体(144団体)は集計から除いている。

(出所) 市町村における津波避難計画の策定状況等の調査結果(令和3年6月10日公表)(総務省)を基に作成

住民の津波防災意識^{※4}

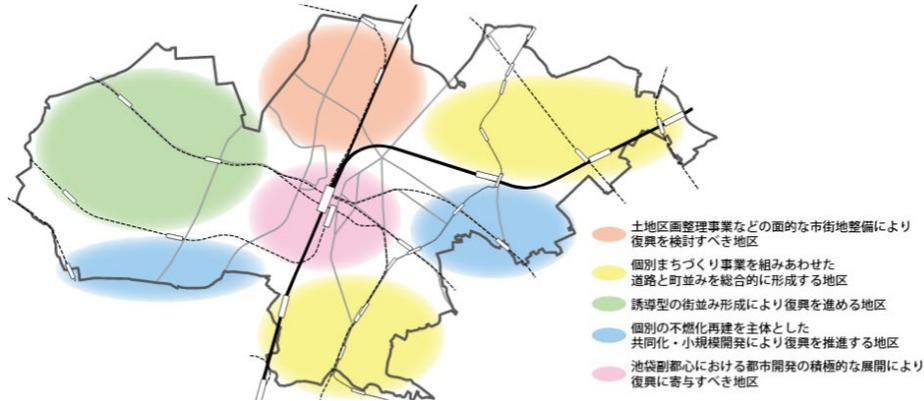
※4 津波浸水想定区域を含む地方公共団体の住民1,254名に対する調査。なお、各回答の割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計の100と一致しない。



- 被災後の迅速な復興に向けては、復旧・復興のために活用可能な土地を予め確保しておくことが重要。
- 災害発生時の仮設住宅等として迅速に活用できる土地の面積や所在について、所有者不明土地を含めて予め把握した上で事前復興計画に盛り込むなど、地方公共団体において具体的な準備を進めるべき。

〈 復興事前準備の取組事例 〉

- ・平常時から迅速な都市復興に備え、事前復興ビジョンを作成
(エリア別の整備イメージ)



- ・災害時に利用可能な敷地を事前に把握・整理
(災害時利用可能なオープンスペース一覧)

施設名	避難場所番号	1 避難場所 ※1	2 一時集場所	8 第一仮置き場	9 第二仮置き場	12 応急仮設住宅建設用地	13 公営住宅建設用地	18 敷地面積 (㎡)	19 有効面積 (㎡)	20 現況
染井墓地・駒込中学校一帯	83	125,404						269,900	92,100	墓地
雑司ヶ谷墓地	84	53,174						107,300	24,800	墓地
豊島区立総合体育場	85	60,538		13,626		6,000		15,411	13,626	野球場
学習院大学	86	130,143						238,200	129,700	大学構内

(出所) 豊島区都市づくりビジョン、豊島区地域防災計画

〈 所有者不明土地特措法 〉

- ・社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み以下の措置を講じる

- 所有者不明土地の利用の円滑化
 - ・公共事業における収用手続きの合理化 (土地収用法の特例)
 - ・公共的目的の利用を可能とする制度 (地域福利増進事業)
- 公的情報を利用可能とすること等による所有者探索の迅速化
- 勧告・命令・代執行等による管理の適正化

※ 地域福利増進事業の対象事業

- ・公共事業のうち地域住民等の福祉又は利便の増進に資する事業で、現状回復が可能なもの (例：公園、広場 等)
- ・公共事業にはあたらなが、地域住民等の福祉又は利便の増進に資する施設で周辺に不足しているもの (例：教養文化施設 等) 等
- ・恒久的な利用が一般的である公共事業の類型であって、地域住民等の福祉又は利便の増進に資するもので一時的な利用が考えられるもの (例：仮設道路、仮設園舎 等)

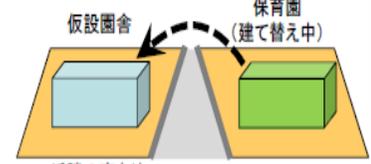
適切に管理されていない所有者不明土地(イメージ)



まちなか防災空き地



・保育園の建て替えに伴う仮設園舎



(出所) 国土交通省資料を基に作成

- 東日本大震災においては、災害公営住宅について、累次の意向調査を踏まえた整備戸数を確保した一方、復興期間中も空き家が大幅に増加。
- 災害公営住宅の代替として活用できる民間賃貸住宅である「セーフティネット登録住宅」を予め確保し、事前復興計画に位置付けることにより、被災時の住まいの確保が迅速に行われるようにすべき。

〈 災害公営住宅整備の計画及び実績 〉

- ・ 当初計画策定時点では意向調査の回収率が低かったこと、その後のきめ細やかな意向調査に基づくニーズの変化を反映したこと等により、最終的な整備戸数は当初計画時点の約1.3倍に増加

	計画戸数	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	計
当初計画	12,000	300	3,100	4,500	4,100				12,000
H24.4改定	15,000	300	3,500	5,000	6,200				15,000
H26.10改定	15,561	50	1,301	5,324	4,880	2,741	1,265		15,561
実績	15,823	50	1,301	3,937	4,524	3,972	1,631	408	15,823

- ・ 同県における空き家数は震災後に減少したものの、震災前の水準に戻りつつある

空き家数の推移

調査年	H20	H25	H30
戸数	138,400	96,900	130,500

- ・ 意向調査と入居申込までに約4割の意向変化が生じたとの調査事例※からも、住民の意向は変わりうる前提で準備が必要

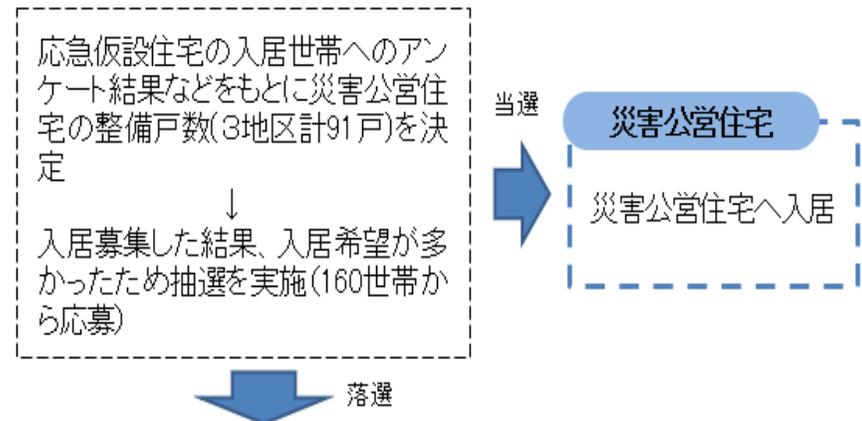
※調査対象2,085世帯のうち、意向調査時に入居を希望し、かつ、実際に入居申込をしたのは1,307世帯（62.7%）

（出所）宮城県「災害公営住宅整備の記録」、総務省統計局「住宅・土地統計調査」、
「災害公営住宅入居登録者の登録までの住宅再建意向変化とその要因」
佃悠、山野辺賢治、小野田泰明 日本建築学会計画系論文集 2017年1月

〈 既存ストックを活用した住宅支援の例

（平成30年7月西日本豪雨）〉

- ・ 公営住宅の整備戸数決定後に整備戸数以上の入居希望者が発生した場合、セーフティネット登録住宅を活用し、被災者の住まいを確保



被災者向けセーフティネット登録住宅の活用

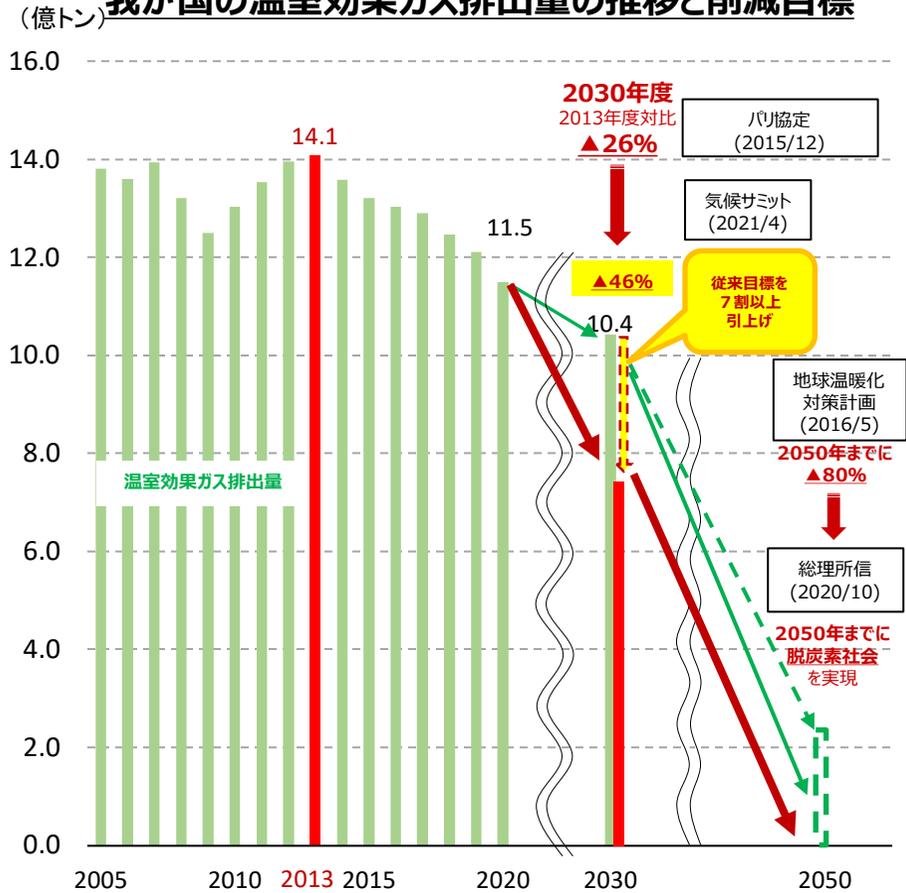
- ・ 災害公営住宅の代替として民間賃貸住宅を活用し、災害公営住宅と同程度の負担となるよう、家賃低廉化支援を実施。

（出所）国土交通省資料を基に作成

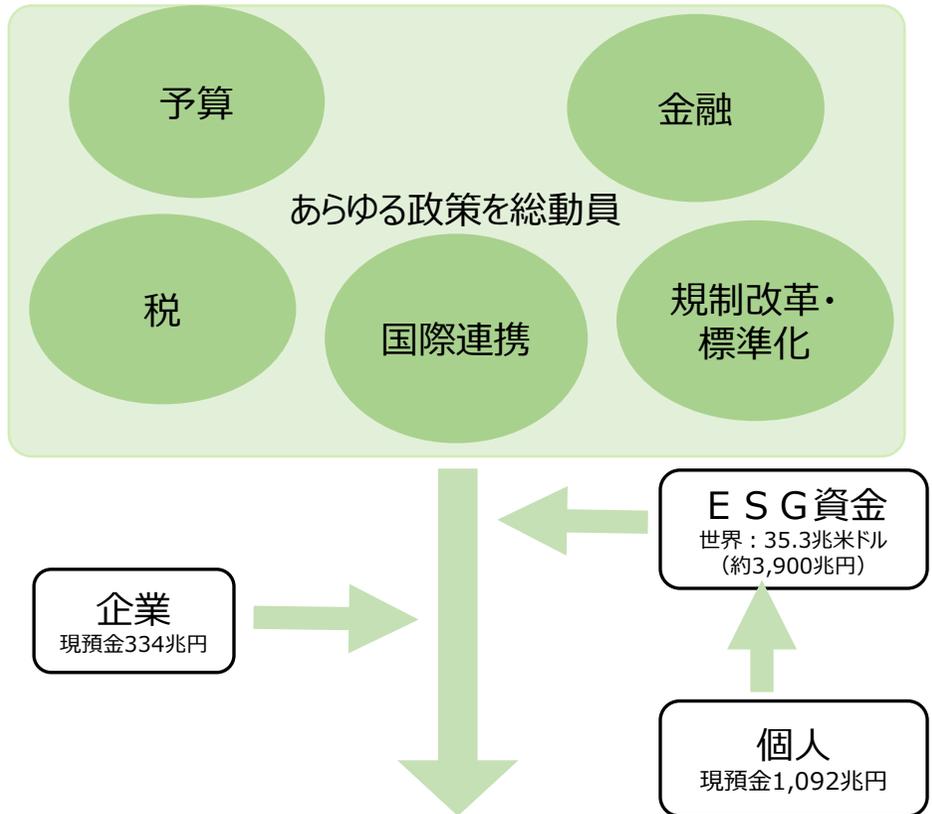
地球温暖化対策、脱炭素に向けた取組

- 政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。環境対策を経済の制約ではなく、日本企業の新たな投資を生み出し、雇用を拡大する、次なる経済成長のエンジンとして位置づけ。その後2021年4月に「2030年度に温室効果ガス46%減」という中間的な目標を国際公約。
- これらの目標の実現には、電気自動車、洋上風力など既存の技術の進化、普及だけでなく、水素・アンモニアやCCS（CO2を地中に埋め込む技術）などの新技術の開発、ひいては既存の社会システムの大規模な変革が必要。
- また、抜本的な社会変革の実現には、予算や税による支援だけでなく、日本企業が持つ300兆円超の現預金を活用し、世界中で3900兆円にのぼるといわれる投資マネーを日本に呼び込むとともに、国際的なルールづくりを主導するなど、政策の総動員が必要。予算も、効果的に企業の行動変容と民間投資誘発をもたらす政策への重点化が必要。

我が国の温室効果ガス排出量の推移と削減目標



2050年カーボンニュートラルに向けた政策対応

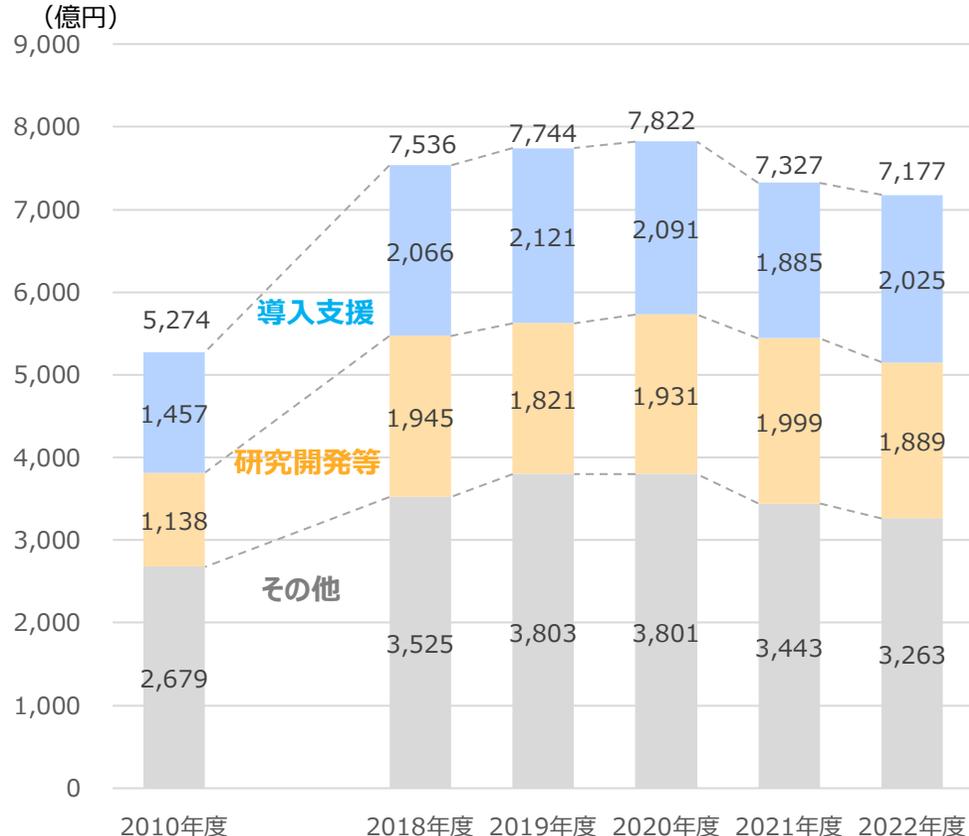


2050年カーボンニュートラル・2030年度削減目標の達成へ

地球温暖化対策に係る予算事業の論点

- 地球温暖化対策に係る予算事業は、主にエネルギー対策特別会計において、省エネ・再エネ設備等の**導入支援**、省エネ等技術の**研究開発・実証事業への補助**を中心に実施。
- こうした導入支援や研究開発等の事業は、「①民間の自主的な取組の促進」、「②産業構造・経済社会の変革や非連続的なイノベーション」に資するものとするため、**施策の必要性・有効性・効率性を不断に検証し、重点化していく必要**。
- 2022年度予算では、再生可能エネルギーの導入、電動自動車等の導入、水素・アンモニアの実用化等に向けた研究開発に重点化（約1,000億円）。また、脱炭素に意欲的に取り組む自治体を継続的・包括的に支援するための交付金を創設（200億円）。

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の歳出
(経産省・環境省当初予算合計)



導入支援・研究開発等の主な予算事業 (注)

	主な事業概要
導入支援	電動自動車等の購入支援 (155.0億円)
	地熱発電の資源量調査等支援 (126.5億円)
	需要家主導による太陽光発電導入支援 (125.0億円)
	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (200億円)
研究開発等	アンモニア混焼等による火力発電の高効率化・低炭素化に向けた技術開発 (169.5億円)
	水素利用拡大に向けた燃料電池技術等の研究開発 (79.1億円)
	洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発 (66.0億円)

(注) 金額は2022年度当初予算の計数。

今後のグリーントランスフォーメーションへの投資について

○ 岸田総理は、今後10年間に150兆円超の脱炭素投資を実現するため、成長志向型カーボンプライシング構想を具体化する中で、裏付けとなる将来の財源を確保しながら、20兆円とも言われる必要な政府資金を、「GX経済移行債（仮称）」で先行して調達し、速やかに投資支援に回していくことを一体で検討することを表明。本年夏に官邸に新たにGX実行会議を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得ていく考え。

日本における2030年の脱炭素関連投資の見込み

合計	年間 約17兆円	➔ 10年間で約150兆円	投資の例	投資額
電源脱炭素化 /燃料転換	年間 約5兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再エネ（FIT制度/FIP制度等による導入） ✓ 水素・アンモニア（水素・アンモニアインフラ整備のための投資） ✓ 蓄電池の製造（車載用・定置用） 	<ul style="list-style-type: none"> 約2.0兆円 約0.3兆円 約0.6兆円
製造工程の 脱炭素化等	年間 約2兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造工程の省エネ・脱炭素化（次世代製造プロセス技術、CN発電等設備等） ✓ 産業用ヒートポンプ、コージェネレーション設備等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 約1.4兆円 約0.5兆円
エンドユース	年間 約4兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 省エネ性能の高い住宅・建築物の導入 ✓ 次世代自動車の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 約1.8兆円 約1.8兆円
インフラ整備	年間 約4兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 系統増強費用（マスタープラン） ✓ 電動車用インフラ整備（充電ステーション、水素ステーション） ✓ デジタル社会への対応（半導体製造拠点、データセンターの整備） 	<ul style="list-style-type: none"> 約0.5兆円 約0.2兆円 約3.5兆円
研究開発等	年間 約2兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ カーボンサイクル（CO2分離回収、合成メタン、合成燃料、SAF等） ✓ カーボンニュートラルに資する製造工程の開発（水素還元製鉄等） ✓ 原子力（革新炉等の研究開発） ✓ 先進的なCCS事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 約0.5兆円 約0.1兆円 約0.1兆円 約0.6兆円

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）

（令和4年6月7日閣議決定）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

（1）GXへの投資

（中略）エネルギー安全保障を確保し、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したグリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、本年内に、今後10年のロードマップを取りまとめる。

①新たな政策イニシアティブ

i) GX経済移行債（仮称）の創設

企業の予見可能性を高めるため、民間投資に対する「呼び水」として、長期民間投資を強く促すとの国家意思を形あるものとして示し、それを活用しながらあらゆる方策を駆使してGXを実現する必要がある。このため、政府は今後10年間のGX促進のための支援資金を可及的速やかに先行して調達し、民間セクターや市場に政府のコミットメントを明確にする。

今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。

同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」により先行して調達し、新たな規制・制度と併せ、複数年度にわたり予見可能な形で、脱炭素実現に向けた民間長期投資を支援していくことと一体で検討する。

（中略）

以上のi)～v)についてその具体化に向けて、夏以降に官邸に新設する「GX実行会議」において議論・検討した上で、速やかに結論を得る。

(参考) 日本における2030年の脱炭素関連投資の見込み

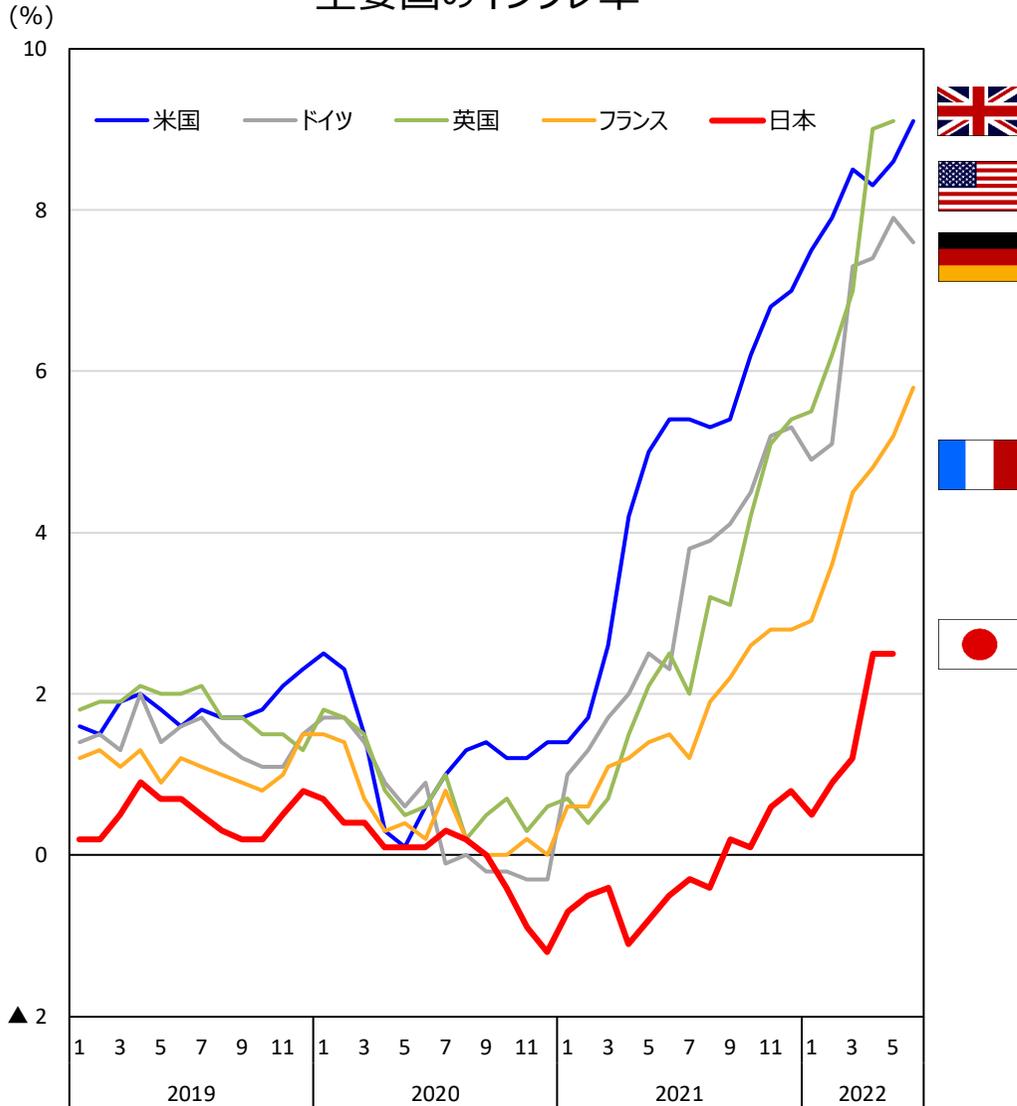
2022年5月13日
クリーンエネルギー戦略
中間整理より抜粋

- 主要な分野における脱炭素に関連する投資額を、それぞれ一定の仮定のもとで積み上げた場合、2050年CNに向けた投資額として、2030年において単年で約17兆円が最低限必要となる。

合計	年間 約17兆円	➔ 10年間で約150兆円	投資の例	投資額
電源脱炭素化 ／燃料転換	年間 約5兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再エネ（FIT制度/FIP制度等による導入） ✓ 水素・アンモニア（水素・アンモニアインフラ整備のための投資） ✓ 蓄電池の製造（車載用・定置用） 	約2.0兆円 約0.3兆円 約0.6兆円
製造工程の 脱炭素化等	年間 約2兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造工程の省エネ・脱炭素化（次世代製造プロセス技術、CN発電等設備等） ✓ 産業用ヒートポンプ、コージェネレーション設備等の導入 	約1.4兆円 約0.5兆円
エンドユース	年間 約4兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 省エネ性能の高い住宅・建築物の導入 ✓ 次世代自動車の導入 	約1.8兆円 約1.8兆円
インフラ整備	年間 約4兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 系統増強費用（マスタープラン） ✓ 電動車用インフラ整備（充電ステーション、水素ステーション） ✓ デジタル社会への対応（半導体製造拠点、データセンターの整備） 	約0.5兆円 約0.2兆円 約3.5兆円
研究開発等	年間 約2兆円		<ul style="list-style-type: none"> ✓ カーボンリサイクル（CO2分離回収、合成メタン、合成燃料、SAF等） ✓ カーボンニュートラルに資する製造工程の開発（水素還元製鉄等） ✓ 原子力（革新炉等の研究開発） ✓ 先進的なCCS事業の実施 	約0.5兆円 約0.1兆円 約0.1兆円 約0.6兆円

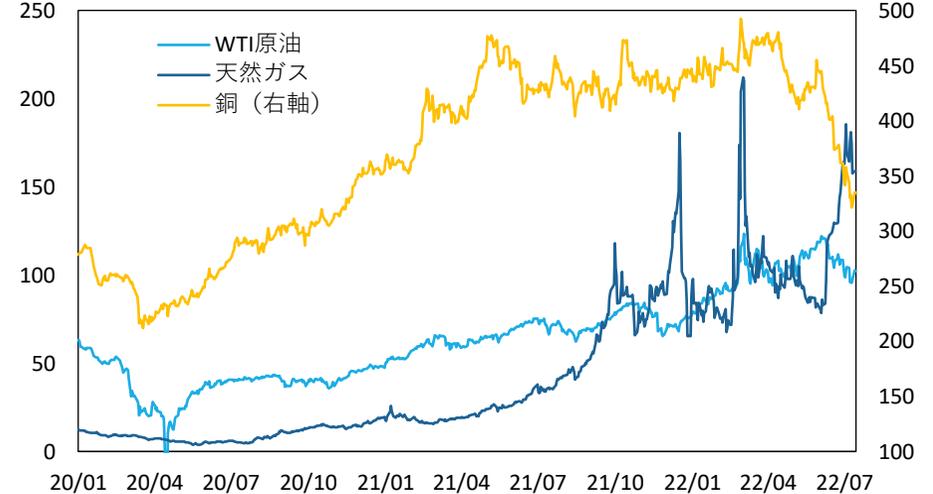
最近の主要国の物価動向

主要国のインフレ率



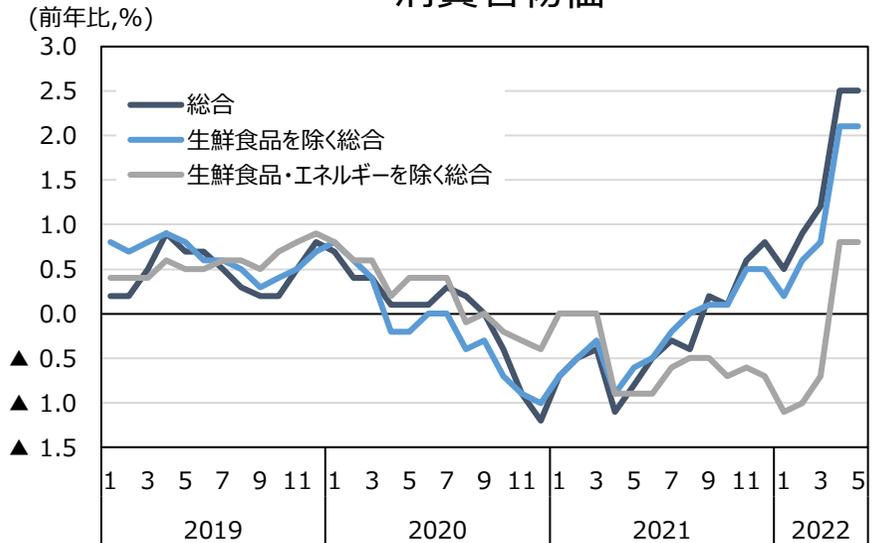
(出所) Bloomberg
 (注) 各国の消費者物価指数は総合・前年同月比

WTI原油価格・天然ガス価格 ・銅価格



(出所) Bloomberg

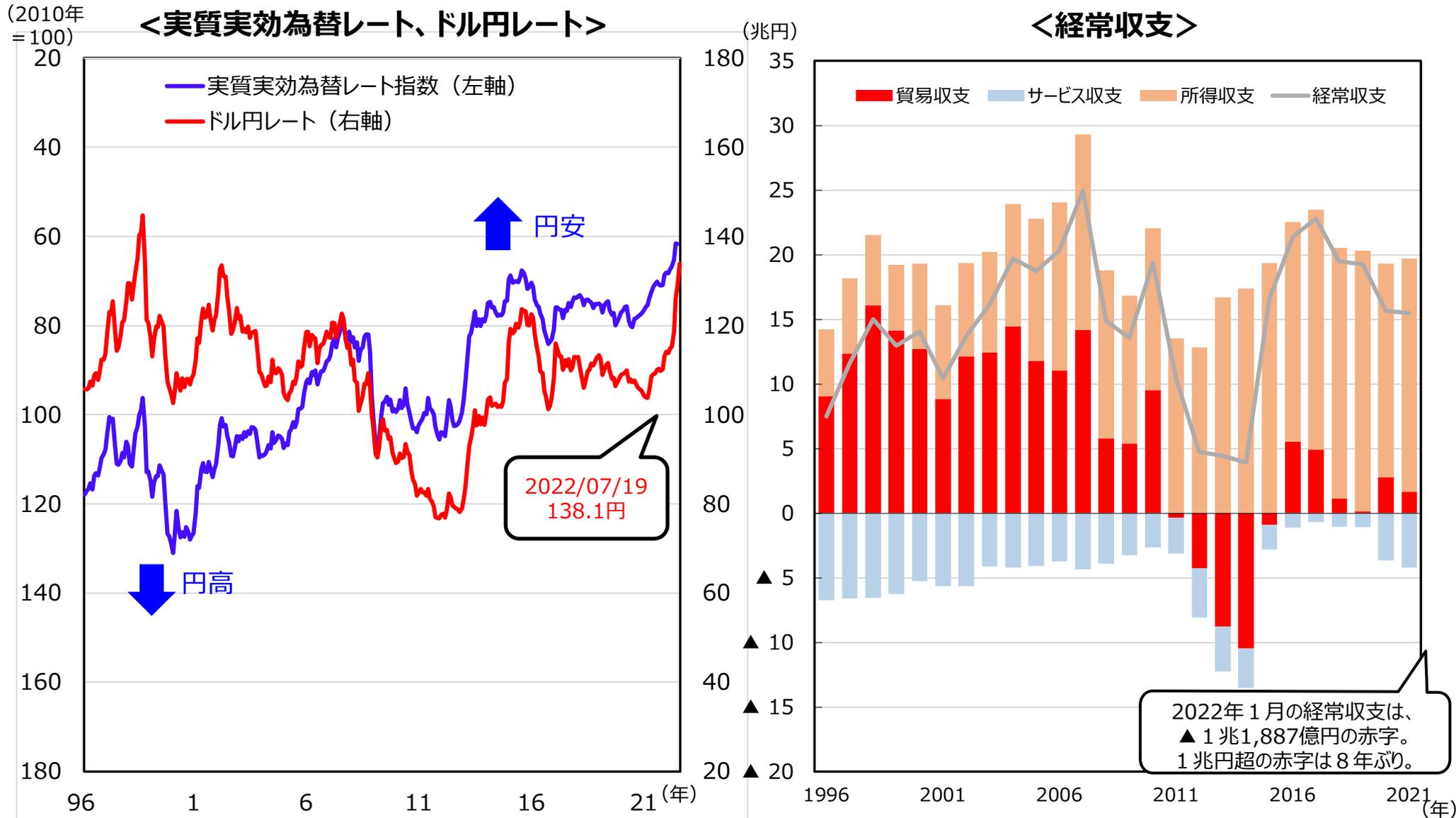
消費者物価



(出所) 総務省

為替と経常収支

○ 円安や経常収支の先行きが見通せない中で、円の信認を維持することが重要。



コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

◆我が国経済は、**原油や穀物等の価格が高い水準で推移**し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の**物資の安定供給が滞り**、今後、**コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない**状況。
 ◆このため、直面する**物価高騰による影響を緩和**するための対応を**緊急かつ機動的に実施**するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、**コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定**。
 ◆本年6月までに**新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、骨太方針2022を取りまとめる**。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、**これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す**。

I. 原油価格高騰対策

- ### 1. 激変緩和策
- ◆**燃料油に対する激変緩和事業（延長・拡充）（注）**：
 - ・基準価格を172円から168円に引き下げ
 - ・支給幅を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援
 - ・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
 - ・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討
- ### 2. 業種別対策
- ◆**漁業**：漁業経営セーフティネット構築事業等による燃油価格等が上昇した場合の補てん金交付等
 - ◆**農林業**：施設園芸等燃油価格高騰対策等による燃油価格が上昇した場合の補てん金交付等
 - ◆**運輸業**：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策
 - ◆**生活衛生関係営業**：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
 - ◆**その他**：持続化補助金を活用した、LPG等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

- ### 1. エネルギー
- ◆**省エネルギーの推進**：省エネ住宅・ビル・クリーンエネルギー自動車の普及促進、こどもみらい住宅支援事業の拡充等
 - ◆**燃料供給の緊急対応策等の強化等**：LNG・石油の上流開発投資リスクマネー供給支援等
- ### 2. 原材料
- ◆**戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強靱化**：半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等の国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入等
- ### 3. 食料等
- ◆**小麦等の食品原材料**：米粉・国産小麦等の代替原材料への切替支援等、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施
 - ◆**肥料・飼料**：化学肥料原料の調達支援対策、配合飼料の価格高騰対策等
 - ◆**木材**：国産材への転換支援対策 ◆**水産**：加工原材料調達の円滑化対策等
- ### 4. その他
- ◆**サイバーセキュリティ対策の強化等、観光事業者等への支援**（環境配慮型の持続可能な観光推進の支援）

III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

- ### 1. 賃上げ・価格転嫁対策
- ◆**賃上げを行う企業への支援の強化**：
 - ・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
 - ・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ等
 - ◆**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**：
 - ・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備等
- ### 2. 資金繰り支援等
- ◆**政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化**：
 - ・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の更なる金利引下げ
 - ・新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
 - ・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化等

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

- ### 1. 生活困窮者等支援
- ◆**生活困窮者支援策の申請期限の延長**：緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を8月末まで延長
 - ◆**生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化**
 - ◆**真に生活に困っている方々への支援措置の強化**：
 - ・低所得の子育て世帯に対する給付金（児童一人当たり一律5万円）のプッシュ型給付
 - ・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年奨励金併用活用したプッシュ型給付（運用改善）
 - ・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
 - ・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援等
- ### 2. 孤独・孤立対策
- ◆**地方における官民連携プラットフォーム等の構築推進、支援活動を行うNPO等への支援**
- ### 3. 地方公共団体の実施する対策への支援
- ◆**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**：
 - ・コロナ禍における原油価格・物価高騰等への創設による生活困窮者支援や学校給食費等軽減など子育て世帯支援、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
 - ◆**地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置**

V. 今後への備え VI. 公共事業の前倒し VII. その他

- ◆**予備費の確保**：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（仮称）」として改組・使途を拡大した上で、5兆円の水準を確保等
- ◆**公共事業の前倒し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底**

本対策の規模	国費（備考）	I	II	III	IV	V	合計
		事業規模	1. 5兆円程度	0. 5兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度
		1. 5兆円程度	2. 4兆円程度	6. 5兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	13. 2兆円程度

（備考）国費のうち、一般予備費の使用額は、0. 4兆円程度（I：0.3兆円程度、II：0.1兆円程度）、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1. 1兆円程度（II：90億円程度、III：0.1兆円程度、IV：1.0兆円程度）。補正予算額は、2. 7兆円程度（I：1.2兆円程度、V：1.5兆円程度）。

（注）激変緩和策（本年5～9月）によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価（総合）は0.5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。これに加え、漁業・農林業・運輸業向けの燃油等価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、その他学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策等による効果も期待される。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

(令和4年4月26日原油価格高騰等に関する関係閣僚会合決定)

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の規模

	(国費)	(うち 予備費使用額)	(うち 補正予算額)	(事業規模)
I. 原油価格高騰対策	1.5兆円 程度	0.3兆円 程度	1.2兆円 程度	1.5兆円 程度
II. エネルギー・原材料・食料 等安定供給対策	0.5兆円 程度	0.1兆円 程度	—	2.4兆円 程度
III. 新たな価格体系への適応 の円滑化に向けた中小企 業対策等	1.3兆円 程度	0.1兆円 程度	—	6.5兆円 程度
IV. コロナ禍において物価高 騰等に直面する生活困窮 者等への支援	1.3兆円 程度	1.0兆円 程度	—	1.3兆円 程度
V. 今後への備え(予備費の 確保)	1.5兆円 程度	—	1.5兆円 程度	1.5兆円 程度
合 計	6.2兆円 程度	1.5兆円 程度	2.7兆円 程度	13.2兆円 程度

(注) 一般予備費の使用額は、0.4兆円程度(I:0.3兆円程度、II:0.1兆円程度)。

新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1.1兆円程度(II:90億円程度、III:0.1兆円程度、IV:1.0兆円程度)。

令和4年度補正予算（第1号）の概要

I. コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費 26,939億円

1. 原油価格高騰対策 11,739億円

- 燃料油価格激変緩和事業〔11,655億円〕
- タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業〔84億円〕

2. 今後への備え 15,200億円

- (1) 一般予備費〔4,000億円〕
- (2) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費〔11,200億円〕

II. 国債整理基金特別会計へ繰入 70億円

■ 補正予算の追加歳出計 27,009億円

令和4年度補正予算（第1号）フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. コロナ禍における「原油価格・物価高騰等 総合緊急対策」関係経費	26,939	1. 公債金（特例国債）	27,009
(1) 原油価格高騰対策	11,739		
(2) 今後への備え	15,200		
① 一般予備費	4,000		
② 新型コロナウイルス感染症及び 原油価格・物価高騰対策予備費	11,200		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	70		
合 計	27,009	合 計	27,009